

注：本判決の原文については、ICJ の HP
(<http://www.icj-cij.org/>) をご覧下さい。
以下は仮訳であり、今後修正することがあり得ますので、その点ご注意ください。

(仮訳)

2014年3月31日

南極海における捕鯨（オーストラリア（以下「豪州」）対日本：ニュージーランド（以下「NZ」）
訴訟参加）

判決

豪州と日本との間の南極における捕鯨に関する訴訟において、

国際司法裁判所は、討議の末、次の判決を言い渡す。

1. 2010年5月31日、豪州は、「国際捕鯨取締条約及びその他の海洋哺乳類並びに海洋環境の保全に係る国際的な義務に基づいて日本が負う義務の下で、第2期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）の下で、日本が大規模な捕鯨プログラムを継続的に遂行していること」に関する紛争をめぐって、日本に対する手続を開始する旨の請求を裁判所書記局に提出した。同請求において、豪州は、裁判所の管轄権の根拠として、裁判所規程第36条2に基づき、豪州が2002年3月22日付けで、また、日本が2007年7月9日付けで行った宣言を援用した。
2. 裁判所規程第40条2に従い、裁判所書記は、この請求を直ちに日本政府に送付し、さらに同条3に基づき、裁判所で裁判を受けることができる全ての国に送付した。
3. 裁判所規則第43条に基づく裁判所の指示により、裁判所書記は、国際捕鯨取締条約（以下、「ICRW」又は「条約」という。）の締約国に対して裁判所規程第63条1に基づく通知を行った。また裁判所書記は、裁判所規則第69条3に基づき、国際捕鯨委員会（以下、「IWC」又は「委員会」という。）に対して裁判所規程第34条3に規定する通知を行った。委員会は、裁判所規則第69条3に基づく意見を書面で提出する意向がないことを明らかにした。
4. 裁判所は、豪州国籍の裁判官を有していなかったため、豪州は裁判所規程第31条2に基づく権利を行使し、本件に出席する特任裁判官としてヒラリー・チャールズワース女史を選定した。

5. 裁判所は、2010年7月13日付けの命令により、豪州の申述書の提出期限を2011年5月9日、日本の答弁書の提出期限を2012年3月9日と決定した。これらの訴答書面は、定められた期限内に提出された。
6. 2012年4月23日、裁判所長は、口頭手続の構成に関する意見を確認するため、両当事者の代理人と会合した。この会合において、豪州の代理人は、書面手続の第二ラウンドは不要と考えたと述べ、日本の代理人は、書面手続の第二ラウンドを要請した。
裁判所は、裁判所規則第45条2を考慮して、書面手続の第二ラウンドは不要と決定した。2012年5月2日付けの書簡により、裁判所書記は両当事者にその旨通知した。
7. 2012年9月19日、NZ政府は、裁判所規則第53条1に基づき、裁判所に対し、本件訴訟に関する訴答書面及び付属書類の謄本の提供を求めた。裁判所は、同規則に基づき両当事者の意見を確認した上で、この要請を認めることを決定した。当該書類は正式にNZに転達された。
8. 2012年11月20日、NZは、裁判所規程第63条2に従い、本件訴訟への参加の宣言書を裁判所書記局に提出した。同宣言書において、NZは、「本件訴訟において豪州が日本に対して提起した手続に非当事者として参加する権利を援用する」旨述べた。
9. 裁判所規則第83条1に従い、裁判所書記は、2012年11月20日付けの書簡をもって、豪州政府及び日本政府にNZの参加の宣言書の認証謄本を転達し、同宣言書に対する意見書の提出期限を2012年12月21日に定めた旨を通報した。裁判所書記はまた、同条2に従い、同宣言書の写しを国連事務総長及び裁判所で裁判を受けることができる国に送付した。
10. 豪州及び日本は、それぞれNZの参加の宣言書に対する意見書を、定められた期限内に提出した。裁判所書記は、それぞれの当事者に対して他方の当事者の意見書の謄本を送付し、また、NZに対して両当事者の意見書の謄本を送付した。
11. 裁判所規則第84条2に鑑み、また、両当事者からの異議がないことを考慮し、裁判所はNZの参加の宣言の受理許容性の問題に関する弁論を行う必要はないと考えた。
12. 2013年2月6日付けの命令により、裁判所は、裁判所規程第63条2に従ってNZが提出した参加の宣言書は受理可能である旨決定した。裁判所はまた、裁判所規則第86条1に規定するNZによる意見書の提出期限を2013年4月4日に定めた。さらに、裁判所は、豪州及び日本に対し、NZから提出される意見書に対する意見書の提出を許可し、提出の期限を2013年5月31日に定めた。
13. NZは、定められた期限までに意見書を提出した。裁判所書記は、NZの意見書の写

しを両当事者に送付した。日本はその後、2013年2月6日付けの命令で裁判所によって定められた期限までに、NZの意見書に対する自国の意見書を提出した。裁判所書記は、日本の意見書の謄本を豪州及びNZに送付した。豪州は、2013年5月31日付けの書簡をもって、そのような意見書は提出しないが、「口頭弁論において、NZの意見書で提起されたいくつかの点について、意見を述べる権利を留保する」旨を裁判所に対して通告した。裁判所書記は、この書簡の謄本を、日本及びNZに送付した。

14. 2012年10月17日付けの書簡をもって、裁判所書記は両当事者に対し、提出しようとする鑑定人による証拠について、裁判所規則第57条に掲げる必要事項を含む情報を2012年12月28日までに提供することを裁判所が求めている旨を通知した。さらに、裁判所書記は、両当事者に対し、それぞれの当事者は、2013年1月28日までに他方の当事者による連絡について意見を述べ、また、必要な場合には、弁論に召喚される鑑定人のリストを含めて、自国が提供した情報を修正する機会が与えられる旨を通知した。最後に、裁判所書記は、両当事者に対し、各々が弁論において召喚しようとする鑑定人の陳述の全文を2013年4月15日までに送付すべきことを裁判所が決定した旨を通知した。

15. 2012年12月18日付けの書簡及び12月26日付けの書簡により、豪州及び日本の代理人はそれぞれ、口頭弁論において召喚しようとする1名の鑑定人に関する情報を送付した。2013年1月25日付けの書簡により、豪州の共同代理人は、二人目の鑑定人に関する同様の情報を送付した。

16. 2013年4月15日付けの書簡により、両当事者は、弁論で召喚しようとする鑑定人の声明の全文を送付した。これらの陳述の全文は、当事者間で交換され、NZにも送付された。

17. 2013年4月23日付けの書簡により、裁判所書記は、両当事者に対し、裁判所が、両当事者が他方の当事者の鑑定人から提出された陳述に対して書面による陳述を提出することができる旨を決定し、その期限を2013年5月31日に定めた旨を通知した。定められた期限内に、豪州は自国が口頭弁論に召喚しようとする2名の鑑定人からの陳述書を、日本は豪州により召喚される予定の2名の鑑定人の陳述書に対する意見書を提出した。

＊

18. 裁判所は、裁判所規則第53条2に従い、両当事者の意見を確認した後で、訴答書面及び付属書類の謄本を、口頭手続の開始の時に一般に入手できるようにすることを決定した。裁判所は、両当事者及びNZと協議した後で、本件訴訟への参加の主題についての参加国及び両当事者の意見書、本件において証拠を提示するために召喚される鑑定人の陳述書、及びそれに対する陳述書及び意見書についても、同様とすることを決定した。

19. 口頭弁論は2013年6月26日から7月16日にかけて行われ、裁判所は、以下の者から弁論及び答弁を聴取した：

For Australia: 豪州のために

ビル・キャンベル (Mr. Bill Campbell) ,
ジャスティン・グリーソン (Mr. Justin Gleeson) ,
ローレンス・ボワッソン・ドウ・シャズルネ (Ms Laurence Boisson de Chazournes) ,
ヘンリー・バーメスター (Mr. Henry Burmester) ,
ジェイムス・クロフォード (Mr. James Crawford) ,
フィリップ・サンズ (Mr. Philippe Sands) ,
マーク・ドレイフュス (Mr. Mark Dreyfus) .

For Japan: 日本のために

鶴岡公二 (Mr. Koji Tsuruoka) ,
アラン・ペレ (Mr. Alain Pellet) ,
パヤム・アカヴァン (Mr. Payam Akhavan) ,
濱本正太郎 (Mr. Shotaro Hamamoto) ,
アラン・ボイル (Mr. Alan Boyle) ,
ヴォーン・ロウ (Mr. Vaughan Lowe) ,
高柴優貴子 (Ms. Yukiko Takashiba) ,
岩澤雄司 (Mr. Yuji Iwasawa) .

For New Zealand: NZのために

ペネロープ・リディングス (Ms Penelope Ridings) ,
クリストファー・フィンレイソン (Mr. Christopher Finlayson) .

20. 2013年6月27日の口頭弁論において、豪州側は以下の鑑定人を召喚した：

マーク・マンゲル カリフォルニア大サンタクルーズ校数理生物学科教授兼資源評価研究所長

ニック・ゲイルズ 豪州南極プログラム主任研究員

マンゲル氏は、豪州側補佐人であるフィリップ・サンズ氏に尋問され、日本側補佐人であるヴォーン・ロウ氏から反対尋問を受けた。

ゲイルズ氏は、豪州側補佐人であるジャスティン・グリーソン氏に尋問され、日本側補佐人であるヴォーン・ロウ氏に反対尋問を受け、その後グリーソン氏の再尋問を受けた。

数名の裁判官がマンゲル氏及びゲイルズ氏に質問し、両氏は口頭で答弁した。

21. 2013年7月3日午後の口頭弁論において、日本側はオスロ大学名誉教授兼ノルウェー政府海洋哺乳類科学顧問のラーズ・ワロー氏を召喚した。同氏は日本側補佐人であるヴォーン・ロウ氏の尋問を受け、豪州側補佐人であるジャスティン・グリーソン氏の反対尋問を受けた。数名の裁判官がワロー氏に質問し、同氏は口頭で答弁した。

22. 口頭弁論において、数名の裁判官が当事者及び参加国としてのNZに対して質問を行い、これらに対する答弁は口頭及び書面にて行われた。当事者及びNZは、それらの答弁に対す

る意見を提出した。

＊

23. 請求において、豪州は以下の主張を行った。

(請求において述べた)理由により、また、この請求を補強し、拡大し、又は修正する権利を留保した上で、豪州は、裁判所に対して、日本が南極海においてJARPAⅡプログラムを実施することによって国際的義務に違反していると判断し、宣言することを要請する。

加えて、豪州は、裁判所に対し、日本に対して以下を命ずることを求める。

(a) JARPAⅡの実施を中止すること。

(b) この請求の主題である活動に対する、あらゆる認可、許可又は免許を取り消すこと。

(c) JARPAⅡ又は類似のプログラムの下での更なる行動は、それらのプログラムが国際法上の義務に合致するようになるまでとらない旨の保証及び担保を提供すること。

24. 書面手続において、両当事者から以下の申立てが提起された。

豪州政府のために、

申述書において：

「1. 豪州は、この申述書で述べた理由により、また、現在の申立てを補足し、拡充し又は修正する権利を留保した上で、裁判所に対し、日本が南極海におけるJARPAⅡプログラムを許可し及び実施することによって国際的義務に違反している旨判断し、宣言することを要請する。

2. 特に、裁判所は、日本がその行動によって、以下の国際的義務に違反している旨判断し、宣言することを要請される。

(a) 商業目的の鯨の捕殺に関して、捕獲枠ゼロを遵守すること。

(b) 南極海保護区域において、商業捕鯨を行わないこと。

(c) 母船又は母船に付属する捕鯨船によってミンククジラ以外の鯨を捕獲し、殺し及び処理することの停止（モラトリウム）を遵守すること。

3. また、裁判所は、JARPAⅡがICRW第8条の意味する科学的調査の目的のためのプログラムではない旨判断し、宣言することを要請される。

4. さらに、裁判所は、日本が以下を行わなければならない旨判断し宣言することを要請される。

(a) 第8条の意味する科学的調査の目的のためとは言えない特別許可による捕鯨を認可し実施することを差し控えること。

(b) JARPAⅡの実施を直ちに中止すること。

(c) JARPAⅡの実施を認めるいずれの認可、許可及び免許も撤回すること。」

日本政府のために、

答弁書において：

「答弁書における事実関係及び弁論に基づき、申立てを捕捉し修正する権利を留保し、

日本は裁判所に対し、以下を判断し宣言することを要請する。

- 2010年5月31日付けの豪州の請求で言及された、豪州の日本に対する主張について、裁判所が管轄権を有していないこと。
- 又は、その代わりに、豪州の主張が棄却されること。」

25. 口頭手続において、両当事者から以下の申立てがなされた

豪州政府のために、

- 「1. 豪州は、裁判所に対し、裁判所が豪州によって提起された主張を審理する管轄権を有している旨判断し、宣言することを要請する。
2. 豪州は、裁判所に対し、日本が南極海においてJARPAⅡを許可し、実施することによって国際的義務に違反している旨判断し、宣言することを要請する。
3. 特に、裁判所に対し、日本がその行動によって、以下の国際的義務に違反している旨判断し、宣言することを要請する。
 - (a) 付表パラグラフ10(e)に規定する商業目的の鯨の捕殺に関し、捕獲枠ゼロを遵守すること。
 - (b) 付表パラグラフ7(b)に規定する南極海保護区域において、ナガスクジラの商業捕鯨を行わないこと。
 - (c) 付表パラグラフ10(d)に規定する母船又は母船に付属する捕鯨船によってミンククジラ以外の鯨を捕獲し、殺し及び処理することの停止(モラトリウム)を遵守すること。
 - (d) 付表パラグラフ30の要件を遵守すること。
4. また、裁判所は、JARPAⅡがICRW第8条の意味する科学的調査の目的のためのプログラムではない旨判断し、宣言することを要請される。
5. さらに、裁判所は、日本が以下を行わなければならない旨判断し宣言することを要請される。
 - (a) 第8条の意味する科学的調査の目的のためとは言えない特別許可による捕鯨を認可し実施することを差し控えること。
 - (b) JARPAⅡの実施を直ちに中止すること。
 - (c) JARPAⅡの実施を認めるいずれの認可、許可及び免許も撤回すること。」

日本政府として、

「日本は、裁判所に対し、以下を判断し、宣言することを要請する。

1. 2010年5月31日付けの豪州の請求で言及された、豪州の日本に対する主張について、裁判所が管轄権を有していないこと。したがって、豪州が日本を相手取って提起した手続への参加の許可に係るNZの請求は消滅すること。
2. 又は、その代わりに、豪州の主張が棄却されること。」

*

26. NZは、裁判所規則第86条1に従って提出された意見書の結論において、以下のと

おり述べた。

「要約すれば、（I C R W）第8条の規定は、解釈の補足的な手段により確認された、締約国による後に生じた慣行（subsequent practice）及び適用される国際法の規則を考慮しつつ、その文脈によりかつI C R Wの趣旨及び目的に照らして誠実に解釈されなければならない。そのような考慮に基づき、第8条は以下のように適切に解釈される。

(a) 第8条は、I C R Wの例外ではなく、I C R Wによって確立された集会的な規則の不可分の一部を成している。たとえば、同条は、ある捕鯨がI C R Wに定める他の義務を回避し又はI C R Wの趣旨及び目的を損ねるような結果をもたらす場合には、当該捕鯨を許可するために適用することはできない。

(b) 第8条に「合致して」実施される捕鯨のみが、条約の運用から除外される。

(c) 第8条は、締約国政府がもっぱら「科学的調査の目的」のために特別許可書を発給することを認めているにすぎない。特別許可書の発給の目的は、プログラムの規模、構成、実施方法及びその結果を含むプログラムの方法論、計画及び特徴を考慮した上で客観的に認定されるべき問題である。

(d) 第8条は、特別許可書を発給する締約国政府に対して、当該許可書の下で捕殺される鯨の頭数を、調査目的を達成するために必要最小限かつ均衡性があり、また、資源の保存に悪影響を与えないことが証明され得る程度に制限することを要請している。

(e) 特別許可を発給する締約国政府は、有意義な協力の義務を果たし、I W C科学委員会及び本委員会の見解を適切に考慮したことを証明しなければならない。

(f) 特別許可書に基づく捕鯨は、上記に概説した第8条の3つの要件全てを満たす場合のみ、第8条の下で許される。」

27. 裁判所が、2013年2月6日付けの命令によって、NZの提出した意見書について両当事者が提出することを認可した意見書において、日本は、特に、以下の点を述べている。

「日本は、裁判所が豪州の請求を審理する管轄権を有するか否かを決定するまでの間、裁判所がNZの請求の検討を延期すべきであることを申し立てる。」

「NZは、本件に関連する多くの点において誤った結論を導いている。NZは、（中略）特に調査手法及びサンプル数並びに協力の義務に関し、I C R W第8条によって明白に締約国政府に与えられている裁量の範囲につき誤った陳述を行っている。また、NZは、予防的アプローチに関する举证責任を、特別許可書を発給する締約国が負う手続上の義務及び何がI C R W第8条にいう「科学目的」を構成するかに係る決定に転換させようとしている。日本はこれらの各点に関するNZの説明が不適當である旨申し立てる。NZは、裁判所に対して、日本により与えられた特別許可書の性質に関する日本政府の判断を裁判所の判断に取って代わるよう暗黙のうちに要請している。裁判所はそのような権限を有さず、特別許可書を与えている締約国政府の評価を裁判所自身の評価にすり替えることはできない旨を謹んで申し立てる。」

28. 豪州は、意見書を提出しなかった（上記パラグラフ13参照）。

29. 訴訟参加の主題に関する口頭による意見の結論において、NZは、裁判所規則第86条

2に従って、特に以下の点を述べた。

「ICRWは、鯨族の保存及び管理のための集合的な規則を確立している。第8条はその趣旨及び目的に照らして解釈されなければならない。

第8条は「科学的調査の目的のために」鯨を捕獲することについてのみ特別許可書の付与を認めている。日本は何が科学的調査であるかの決定を曖昧にし、捕鯨プログラムが科学的調査の目的のためであるか否かを決定する権利を自身に与えることを追求してきた。

締約国政府が「科学的調査の目的のために」特別許可書を発給する場合でさえ、当該許可書の下で捕殺される鯨の頭数は科学目的を達成するために必要最小限かつ均衡性のあるものであること及び締約国の集団的な利益を考慮することを確保することが求められる。これは、IWC科学委員会及び本委員会のガイドライン及び決議を通じて証明されているように、事実上照らして客観的に認定されるべき問題である。

いずれにせよ、特別許可書の発給を提案する締約国には有意義な協力を行う本質的な義務がある。すなわち、特別許可書の発給を提案する締約国は、この条約の他の締約国の正当な利益を考慮したものであること並びに鯨族の保存及び管理についての全ての締約国の利益を比較考量したことを証明することが求められるのである。」

＊

＊ ＊

I. 裁判所の管轄権

30. 本件において、豪州は、日本がJARPA IIの枠組みの範囲内において鯨を捕獲する特別許可書を発給することによって両当事者が締約国であるICRWの下でのいくつかの義務に違反していると主張する。日本は、この特別許可書はICRW第8条が規定する「科学的調査の目的」のために発給されていることから、自国の活動は合法であると主張する。裁判所はまず、この紛争について裁判所が管轄権を有するか否かを検討する。

31. 豪州は、裁判所の管轄権の基礎として、裁判所規程第36条2に基づき両当事者によって行われた宣言を援用する。2002年3月22日付けの豪州の宣言の関連部分は以下のとおりである。

「豪州政府は、この宣言を撤回するとの通知が国連事務総長に行われる時まで、国際司法裁判所の管轄権を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることを、裁判所規程第36条2に従って宣言する。

この宣言は即時に有効である。

この宣言は以下には適用されない：

.....

(b) 領海、排他的経済水域及び大陸棚を含む海域の境界画定に関係し又は関連するあらゆる紛争、若しくは境界画定までの間、係争海域又はそのような係争海域に隣接する海域の開発から生じ、開発に関係し又は関連するあらゆる紛争」

2007年7月9日付けの日本の宣言の関連部分は以下のとおりである。

「日本は、1958年9月15日以後の事態又は事実に関して同日以後に発生する全ての紛争であって他の平和的解決方法によって解決されないものについて、国際司法裁判所の管轄を、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、かつ、相互条件で、当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認める。」

32. 日本は、本件紛争が豪州の強制管轄受諾宣言の留保（b）に該当し、当該留保を相互主義に基づいて援用することで、本件紛争に関する裁判所の管轄権に異議を唱えている。日本は、この紛争が海域の境界画定に関係し又は関連するものではないことを認識しつつ、本件は「境界画定までの間、係争海域又はそのような係争海域に隣接する海域の開発から生じ、開発に関係し又は関連する」紛争であると主張している。

日本の見解では、二つ目の接続詞「又は」によって導かれる豪州の留保の後段は、前段から分離され、当該留保が、境界画定に関する紛争と、境界画定が未了の海域又はその隣接する海域の開発をめぐる他の紛争との双方に適用されるという結果となる。日本は、この解釈は当該宣言を行った際の豪州の意図とも合致すると付言する。日本によれば、「境界画定までの間」という表現は、単にある時点を示しているにすぎず、裁判所の管轄権から除外される紛争の主題ではない。

日本は、本件紛争は、豪州によって主張されている海域又はそのような海域に隣接する海域の「開発に関連する紛争である」と主張する。日本は、JARPA IIの下で実施されている調査が「開発を導く過程の一つの要素」であることを踏まえれば、本件は、JARPA IIを鯨類資源の商業的な開発とする豪州の説明によっても、また科学的な調査プログラムとする日本の説明によっても、「開発に関連する紛争」であろうと論じる。

33. さらに日本は、「JARPA IIプログラムは、豪州が自国の排他的経済水域（EEZ）の一部であると主張する海域内又はその周辺で行われており、豪州の主張によれば、豪州の権利は南極大陸の大部分に及ぶと称される同国の主権によってもたらされている」ことを考慮すれば、両当事者間の紛争は豪州の留保が意味するところの係争海域に関連すると主張する。日本の見解では、日本は豪州の主張を認めず、問題の海域は公海の一部であると考えていることから、当該海域については紛争が存在する。日本は、JARPA IIの実施海域と豪州が自国の排他的経済水域であると主張する南極海の海域とが正確に重複していないことを認めつつ、豪州の留保もまた、豪州によって大まかに解されている用語であるところの係争海域に「隣接する」海域を含むことから、このこと（JARPA IIの実施海域と豪州が自国の排他的経済水域であると主張する海域とが正確に重複していないこと）は問題にならないと主張する。

34. 豪州は、以下の点を主張して、自国の留保に係る日本の解釈を退ける。

「この留保は、豪州の主張と重複する海域に関する主張を行っている他国と豪州との間の紛争、すなわち境界画定の事態との関連についてのみ作用する。豪州は日本との間に境界画定（紛争）を有しておらず、それゆえ、留保（b）は作用し得ない。」

豪州は、「特に、当該留保は、1946年条約（ICRW）の下で日本のJARPA IIプ

ログラムが妥当であるか否かに関する紛争，すなわち，いかなる境界画定の事態とも全く関連しない紛争には及ばない」と付言する。

豪州によれば，留保の背景にある意図は，特に，この宣言が行われた当時，NZ及び東ティモールとの間で進行中であった複雑な海域境界画定のような「海域の主張の重複は，交渉によって解決されることが最善であるという自国の信念」に実効性を持たせることであった。豪州は，留保の文言はこのような背景を踏まえて理解されるべきであると主張する。したがって，この留保の後段部分の目的は，「当該留保が，それ自体，海域の境界画定に係る紛争それ自体を超えて，境界画定までの間，海域に関する主張が重複する国との間に生じ得る資源開発に係る付随的な紛争にまで及ぶことを明確にすることである。」

豪州はまた，豪州の留保により想定されている開発は，「潜在的な境界画定の取極によって取り扱われる資源開発であって，関連する地理的領域において生じる境界画定の事態と無関係な開発ではない」と主張し，JARPAⅡについての紛争が豪州の留保が意味する「開発」に関連するものであるとする日本の見解に異議を唱える。

35. さらに，豪州は，JARPAⅡが実施される地理的領域は，いずれにしても豪州が権利を主張する海域の十分外側に広がっており，当該活動が行われる海域の地位とは関係のない条約に係る紛争についての裁判所の管轄権を決定することはできない旨主張する。豪州によれば，「JARPAⅡのICRWの遵守に関して裁判所に係属するこの紛争は，南極大陸に隣接する海域について豪州が権利を主張するか否かにかかわらず，また，権利を主張する近隣国との間のいかなる境界画定とも関係なく，存在している」。豪州は，もっぱら「隣接しているか又は向かい合っている近隣国の間の境界の画定」に言及し，海洋の文脈において「境界画定」という用語が特定の意味を有すると強調する。

36. 裁判所は，裁判所の強制管轄権受諾宣言の解釈に当たり，宣言国の「意図を適切に考慮して，その文言の自然かつ合理的な読み方に一致した解釈を探求しなければならない」ことを想起する（「アングロ・イラニアン石油会社」事件（英国対イラン），先決的抗弁，判決，国際司法裁判所報告書（1952年）104ページ）。また，裁判所は，「漁業管轄権」事件において，裁判所が「寄託国の意図に一定程度の重きを置くことに躊躇しなかった」点に留意した（「漁業管轄権」事件（スペイン対カナダ），裁判所の管轄権，判決，国際司法裁判所報告書（1998年），454ページ，パラグラフ48）。さらに，裁判所は，「留保を行う国の意図は，関連条項の文言から推定されるだけでなく，当該条項が解釈される文脈並びにその準備の状況及び果たされるべき目的に関する証拠の精査からも推定される」と述べた（同上，454ページ，パラグラフ49）。

37. 豪州の宣言に含まれる留保（b）（上記パラグラフ31参照）は，「海域の境界画定」に関する紛争又は「境界画定までの間，係争海域又はそのような係争海域に隣接する海域の開発から生じ，開発に関係し又は関連する」紛争に言及している。当該留保の後段部分の文言は，前段部分の文言に密接に関連している。したがって，当該留保は，一体として解釈されなければならない。この留保が言及する紛争は，主張が重複する海域における海洋の境界画定，若しくは，そのような海域又はそれに隣接する海域の開発に関するものでなければな

らない。当該留保の両方の部分に照らすと、当事者の間に海洋の境界画定に関する紛争が存在することが要件となる。

38. この留保の文言から導き出される意味は、豪州が裁判所の強制管轄権受諾宣言を行った際に述べられた意図によって確認される。2002年3月25日に豪州の司法長官及び外相によって発出されたプレスリリースによれば、当該留保は、「海洋の境界画定を含む紛争若しくは係争海域又はその隣接海域の開発に関する紛争」を除外した。同様の声明が、2002年6月18日に司法長官から議会に提出された「国益の分析」に含まれており、そこでは当該留保の対象として「海洋境界紛争」に言及している。したがって、当該留保は、海洋境界画定に関する紛争に加えて、境界画定に関する紛争が存在する海域又はそのような海域に隣接する海域の開発に関する紛争を対象とすることを意図していた。問題となっている海域の境界画定に関する事件の当事者間の紛争が存在することが条件となることが、明確に示唆されていた。

39. 両当事者は、裁判所に係属するこの紛争が海洋の境界画定に関する紛争ではないことを認めている。問題は、JARPAⅡが、境界画定に関連する紛争の主題となっている海域又はその隣接する海域の開発を意味するか否かである。

JARPAⅡが想定する捕鯨活動の一部は、豪州により主張されている「豪州の南極大陸領土 (Australian Antarctic Territory)」に関連して豪州が権利を主張する海域又はその隣接する海域で実施されている。さらに、鯨の捕獲、特に相当数の捕獲は、たとえ科学的調査のためのプログラムに従って行われているとしても、海域の開発の一形態としてみなされ得るだろう。しかし、日本は、「豪州の南極大陸領土」によってもたらされる豪州の海域に関する主張に異議を唱える一方、当該海域において主権的権利を有する旨の主張は行っていない。日本が豪州の海洋の権原に疑義を呈しているという事実は、この海域において本件の当事者の間に境界画定の紛争が存在することを示すことにはならない。裁判所が「領土及び海洋紛争」事件で述べたように、「境界画定の任務は、問題となっている海域の間に分割線を引くことによって、権利の主張の重複を解消することにある」（「領土及び海洋紛争」事件（ニカラグア対コロンビア）、判決、国際司法裁判所報告書2012年（Ⅱ）、674－675ページ、パラグラフ141）。豪州の留保（b）を適用可能にし得るような本件手続の当事者の主張の重複は存在しない。

40. さらに、豪州は、日本がICRWの下でのいくつかの義務に違反していると主張しているのであって、JARPAⅡプログラムで想定される捕鯨活動が、豪州が主権的権利を主張している海域又はその隣接する海域で実施されているから違法であると主張しているわけではないという点は重要である。したがって、主張されている海域の性質と範囲は、日本の活動がICRWの下での義務に合致しているか否かに関する本件紛争においては重要ではない。

41. したがって、裁判所は、裁判所の管轄権に対する日本の異議は支持できないと結論付ける。

II. 条約上の国際義務に関して主張された違反

1. 導入

A. 条約の概観

4 2. この手続は、国際捕鯨取締条約の解釈及びJ A R P A IIのために付与された特別許可書が同条約第8条の意味する科学的調査の目的のためのものであるかどうかという問題に関するものである。関連事項を精査する前に、裁判所は同条約及びその起源の概観を提示することが有益であると考ええる。

4 3. I C R Wに先立ち、捕鯨に関する二つの多数国間条約があった。1931年に採択された捕鯨取締条約は、捕鯨産業の持続可能性をめぐる懸念がきっかけとなった。捕鯨産業は、南極沖の海域も含む陸上基地から遠い海域での大規模な捕鯨の実施を可能にした工船の登場及びその他の技術革新を受けて劇的に拡大した。1931年条約は、特定の種類の鯨を殺すことを禁止し、締約国の船舶による捕鯨活動が免許を得るべきであることを定めたが、漁獲水準全体の上昇に対処することができなかった。

この漁獲水準の上昇及びこれと同時に起きた鯨油価格の下落の結果、1937年の国際捕鯨取締協定が採択されることになった。同協定の前文は、「捕鯨産業の繁栄を確保し、その目的のために鯨類資源を維持する」という締約国の希望を表明している。同協定は、特定の種類の鯨の捕獲を禁止し、異なる捕鯨の類型に応じて漁期を定め、捕鯨に対して特定の地理的範囲を閉鎖し、捕鯨産業に更なる規制を課した。既に1931年条約でもそうであったように、締約国は捕獲された全ての鯨から特定の生物学的情報を収集することを求められ、それらは他の統計データとともに、ノルウェーの国際捕鯨統計局に送られることとされた。同協定はまた、「自国民が科学的調査の目的のために鯨を殺し、捕獲し、また処理することを認可する特別許可書の（中略）締約国政府」による発給を規定した。その後、1937年協定の3つの議定書が捕鯨活動についていくつかの追加的な制限を設けた。

4 4. 1946年、米国のイニシアチブにより捕鯨に関する国際会議が招集された。当時のデューン・アチソン米国国務長官代行が開会挨拶で述べたとおり、同会議の目的は、「既存の規則の調整と法典化を行い」、「状況によっては、将来、これらの規則を随時改正するための実効的な運営組織」を設立することであった。同会議は、1946年12月2日に英語を唯一の正文とする国際捕鯨取締条約（I C R W）を採択した。同条約は、豪州については1948年11月10日に、日本については1951年4月21日に発効した。NZは1949年8月2日に批准書を寄託したが、1968年10月3日に脱退の通告を行った。NZは、改めて条約に加入し、1976年6月15日に発効した。

45. 1931年及び1937年の条約とは対照的に、ICRWの条文には、鯨類資源の保存又は捕鯨産業の管理を規律する実体的な規定がない。それらは付表に規定されており、条約第1条1に規定するとおり、付表は条約の「不可分の一部を成す」。付表は修正の対象となり、修正はIWCにより採択される。IWCは条約第3条1に基づき設立され、捕鯨の取締について重要な役割を与えられており、「各締約国政府の1名の委員から成る」。IWCによる付表の修正の採択には、投票する委員の4分の3の多数を必要とする(条約第3条2)。修正は、締約国が異議を申し立てない限り、締約国を拘束する。締約国が異議を申し立てた場合、当該異議が撤回されるまで、修正は当該締約国について効力を生じない。IWCは何回も付表を修正してきた。IWCに付与された役割は、条約をして進化する文書とした。

あり得べき修正の対象の中でも、条約第5条1は、「(a) 保護される種類及び保護されない種類、(中略)(c) 保護区域の指定を含む解禁水域及び禁漁水域、(中略)(e) 捕鯨の時期、方法及び程度(一漁期における鯨の最大捕獲量を含む。),(f) 使用する漁具、装置及び器具の型式及び仕様」を挙げている。付表の修正は、「この条約の目的を遂行するため並びに鯨類資源の保存、開発及び最適の利用を図るために必要なものでなければならない」とされ、また「科学的認定に基づくものでなければならない」とされている(条約第5条2)。

46. 条約第6条は、「委員会は、鯨又は捕鯨及びこの条約の目的に関する事項について、締約国政府に随時勧告を行うことができる。」と規定している。決議の形式をとるこれらの勧告は、法的拘束力を有さない。しかしながら、コンセンサスないし全会一致により採択された場合、決議はICRW又は付表の解釈にあたって関係し得る。

47. 1950年、IWCは、科学委員会を設立した。科学委員会は、主に締約国によって任命された科学者で構成される。一方、政府間機関の顧問及び締約国によって任命されなかった科学者は、投票権を有さない身分で招待されることができる。

科学委員会は、委員会がその機能、特に「鯨及び捕鯨に関連する研究及び調査」(条約第4条)に関する機能を果たすことを補佐する。科学委員会は、加盟国が入手しうる「鯨及び捕鯨に関する」資料であって条約第8条3の義務に従い締約国によって提出されたものを解析する。科学委員会は、付表の修正が委員会によって採択される際の根拠となり得る「科学的認定」(第5条2(b))に貢献する。1979年に採択された付表パラグラフ30に従って、科学委員会は、条約第8条1の下で科学的調査の目的のために締約国によって締約国国民に特別許可書が発給される前に、特別許可書について検討し、意見を表明する。科学委員会は、この点について、法的拘束力のある評価を行う権限を与えられていない。科学委員会は、科学的調査のためのプログラムに関する見解を、個別の委員による見解も含め、報告又は勧告の形で委員会に伝達する。しかしながら、意見の相違がある場合、科学委員会は一般的に多数意見を公式に採択することを差し控えている。

1980年代半ば以降、科学委員会は、委員会によって発出され又は支持された「ガイドライン」に基づき特別許可書の検討を行ってきた。JARPA IIが提案された2005年当時、「付属書Y：科学的許可提案の検討のためのガイドライン」(以下「付属書Y」)が適用可能なガイドラインとしてまとめられていた。現在のガイドラインは、科学委員会によっ

て作成され IWC 本委員会によって支持されたものであり、「付属書 P：特別許可提案及び現行の又は完了した許可の調査結果に関する検討手順」（以下「付属書 P」）と題する文書に定められている。

B. 豪州による主張及び日本による反論

48. 豪州は、JARPA II が条約第 8 条の意味するところの科学的調査の目的のためのプログラムではないと主張する。豪州の見解では、その結果として、日本が条約付表の下でのいくつかの義務に違反し、その後も違反し続けている。豪州の主張は、以下の実体的義務の遵守に関するものである。

- (1) 全ての鯨族についての商業的な目的のための鯨の捕殺に関する捕獲枠をゼロとするモラトリアムを尊重する義務（パラグラフ 10（e））
- (2) 南極海保護区域におけるナガスクジラの商業捕鯨を実施しない義務（パラグラフ 7（b））
- (3) 母船又は母船に帯同した捕鯨船により、ミンククジラを除く鯨を捕獲し、殺し、また処理することの停止（モラトリアム）の遵守義務（パラグラフ 10（d））

さらに、豪州の最終申立てによれば、日本は、JARPA II を認可する際に、科学的調査の許可の提案に関して付表パラグラフ 30 に規定された手続的要件も遵守していない。

49. 日本はこれらの主張全てについて争っている。付表の実体的義務に関し、日本は、JARPA II は科学的調査を目的として行われており、したがって条約第 8 条 1 に規定する例外に該当するため、豪州が援用したいずれの義務も適用されないと主張する。日本はまた、付表パラグラフ 30 に規定された手続的要件の違反はなかったと主張している。

50. 条約第 8 条の解釈及び適用に関する問題はこの事件の中核的な問題であり、最初に検討する。

2. 条約第 8 条 1 の解釈

A. 第 8 条の機能

51. 条約第 8 条 1 は、次のとおり規定する。

「この条約の規定にかかわらず、締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的調査の目的のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる。また、この条の規定により鯨を殺し、捕獲し、又は処理することは、この条約の適用から除外する。各締約政府は、その与えた全ての前記の認可を直ちに委員会に報告しなければならない。各締約政府は、その与えた前記の特別許可書をいつでも取り消すことができる。」

52. 日本は当初、「第 8 条に基づく特別許可書による捕鯨は完全に ICRW の範囲外である」と主張した。日本は、第 8 条 1 は「独立している」とみなされ、条約の他の条項からは独立して解釈されなければならないと主張した。日本は後に、第 8 条は「（中略）条約の他の条

項に合致する形で解釈、適用されなければならない」と認めたが、一貫して解釈すれば、第8条1は条約からの例外を定めているものと考えなければならないだろうと強調した。

53. 豪州によれば、第8条は、条約の他の規定の文脈によって解釈される必要があり、同条は限定的な例外を規定しているにすぎない。特に、豪州は、第8条1に依拠した主張が規制管理体制全体の実効性を損なうような効果を持つことができないことに鑑みれば、「モラトリウムと南極海保護区域を含む」条約の目的に従って採択された保存措置は、科学的な目的のための捕鯨とも関連性があると主張した。

54. NZは、第8条1の冒頭の「この条約の規定にかかわらず」という文言は、「締約国政府が表明した科学的調査の目的のために特別許可書を発給する限定的な裁量を与える」と考える。第8条1は、「特別許可書による捕鯨を、条約の全ての側面からの全面的な例外とするものではない」。NZは、第8条に従った鯨の捕獲を「この条約の適用から除外」として定めている第8条1の規定は、「もし『この条約の規定にかかわらず』という第8条1の冒頭の文言が特別許可書による捕鯨の全ての側面に及ぶことを意図されていたのであれば、不必要であつただろう」と指摘した。

55. 裁判所は、第8条が条約の不可分の一部であることに留意する。したがって、同条は、条約の趣旨及び目的に照らして、また、付表を含む条約の他の規定を考慮に入れて解釈されなければならない。しかしながら、第8条1は「この条の規定による鯨を殺し、捕獲し、また処理することは、この条約の適用から除外する」と規定していることから、第8条の条件に合致する特別許可書の下で実施される捕鯨は、商業目的の鯨の捕獲に関するモラトリウム、南極海保護区域における商業捕鯨の禁止及び母船に関連したモラトリウムに関する付表上の義務に服することはない。

B. 第8条と条約の趣旨及び目的との関係

56. ICRWの前文は、条約が持続可能な鯨の捕獲を認める一方で、全ての鯨種の保存を確保するとの目的を追求していることを示している。こうして、前文の第1段落は、「鯨族という大きな天然資源を将来の世代のために保護することが世界の諸国の利益である」と認めている。同様に、前文の第2段落は「これ以上の濫獲から全ての種類の鯨を保護する」との要求を表明し、第5段落は、「現に数の減ったある種類の鯨に回復期間を与える」必要性を強調している。しかしながら、前文はまた、第3段落で「鯨族が繁殖すればこの天然資源を損なわないで捕獲できる鯨の数を増加することができる」ことに留意し、第4段落で「広範囲の経済上及び栄養上の困窮を引き起こさずにできるだけすみやかに鯨族の最適の水準を実現することが共通の利益である」こと、及び、第5段落で「捕鯨作業を捕獲に最もよく耐え得る種類に限らなければならない」ことを付言し、鯨類の捕獲に言及している。さらに、ICRWの目的は前文の最終段落でも示されており、締約国が「鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする条約を締結することに決定した」と規定する。付表の修正及びIWCの勧告が条約により追求される目的のいずれか一方を強調することはあっても、条約の趣旨及び目的を変更することはできない。

57. 条約第8条1の解釈に関する議論を補強するために、豪州と日本はそれぞれ、保存と持続可能な捕獲を条約の趣旨及び目的として強調し、同条がそれらに照らして解釈されるべきとした。豪州によれば、第8条1は、鯨の捕獲を認め、それによって鯨類の保存という条約の趣旨及び目的を実効的なものとする一般的規則に例外を与えていることから、制限的に解釈されるべきである。NZもまた、「条約に基づく集団的規制の体系」を損なわないために、「締約国が第8条に基づき特別許可書を発給できる条件について、拡大的な解釈よりもむしろ限定的な解釈」を求めた。これに対し、日本は、このアプローチに反論し、特に、科学的調査の目的のために鯨の捕獲を認可する権限は、国家が慣習国際法の下で享有する捕鯨に従事する自由の文脈で考察されるべきであると主張する。

58. 条約の前文及び上述した条約の他の関連規定を考慮すれば、裁判所は、第8条の制限的解釈と拡張的解釈のいずれも正当化されないと認識する。裁判所は、科学的調査目的のプログラムは科学的知見を促進すべきであり、鯨族の保存又は持続可能な利用以外の目的を追求し得ることに留意する。これは、科学的調査の許可の提案についての科学委員会による検討のためにIWCから発出されたガイドラインにも反映されている。特に、当初JARPAⅡに適用可能であったガイドライン、すなわち付属書Yは、「鯨族の合理的な管理に不可欠な情報に貢献する」プログラムや、商業捕鯨モラトリアムの「包括的評価の実施」に関連するプログラムのみならず、「他の決定的に重要な調査の必要性」に応えるものにも言及していた。現在のガイドラインである付属書Pは、目的に関する3つの広範な区分を掲載している。付属書Pは、「鯨族の保存及び管理の向上」を目的としたプログラムに加え、「他の生物海洋資源の保存及び管理あるいは鯨族が不可分の一部となっているエコシステムの向上」を目的としたプログラムや、「生物海洋資源の管理に直接関連しない仮説の検証」のためのプログラムを想定している。

C. 特別許可書の発給

59. 日本は、第8条1によれば、科学的調査の目的のために特別許可書を申請する人又は主体の国籍国が、条約に基づき当該許可書を発給する権限を有する唯一の国であることに留意する（notes）。日本によれば、当該国こそは、自国民によって提出された科学的調査の目的のために計画されたプログラムを評価するのに最も適切な立場にある。この点について当該国は、「判断の余地」と定義され得る裁量を享受している。日本は、この裁量が「締約政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って」当該国籍国が許可書を与えることができる」と明記している第8条1の規定の一部によって強調されていると主張する。

60. 豪州によれば、申請主体の国籍国が第8条に基づき科学的調査の目的のための捕鯨を認可する権限を与えられてきた一方で、このことは、認可する国が、鯨を殺し、捕獲し及び処理するための特別許可書が第8条1の規定の範囲内に収まるかどうかを決定する裁量を有するということを意味しない。条約に規定された特別許可書を与えるための要件は、当該国籍国が従わなければならない客観的な性質の基準を規定している。NZはまた、第8条が「許可を付与する締約国政府によって決定されるもの」ではなく「客観的要件」を規定すると考

える。

- 6 1. 裁判所は、第8条が I C R W の締約国に対して、特別許可書の申請を拒否し、また、許可の付与に際して条件を付す裁量を与えていると考える。しかしながら、要求された特別許可書に基づき鯨を殺し、捕獲し、及び処理することが科学的調査の目的のためであるか否かという問題は、単に当該国の見解にのみ依存するものではない。

D. 審査基準

- 6 2. 裁判所はここで、条約第8条1に基づき鯨を殺し、捕獲し、及び処理することを許可する特別許可書の付与を検討する際に適用する審査基準について述べる。
- 6 3. 豪州は、本事案における裁判所の任務は、日本の行為が I C R W 及びそれに基づいてとられた決定に合致しているかどうか決定することであると主張する。豪州によれば、裁判所の審査権限は、捕鯨を認可した国に対する有利な強い推定を伴った形での信義誠実 (good faith) の吟味に限定されるべきではないという。なぜなら、さもなければ I C R W によって確立された共有資源の集団的な管理のための多国間の枠組みが無効なものとなるからである。豪州は、特に「捕鯨プログラムの計画と実施及びそれにより得られた結果」に言及し、特別許可書が科学的調査の目的のために与えられてきたかどうかを評価する際に客観的な要素に配慮するよう裁判所に求めている。
- 6 4. N Z は、第8条の解釈と適用は、締約国政府による条約上の義務についての「単純な遵守の問題」、すなわち、裁判所によって決定されるべき問題を必然的に伴うと主張する。N Z はまた、プログラムが科学的調査の目的のためであるかどうかの問題は、その「手法、計画及び性格」に照らして評価され得ると述べて、客観的な要素を強調する。
- 6 5. 日本は、特別許可書が与えられた捕鯨が「科学的調査の目的のため」という I C R W の締約国による決定を、裁判所が審査することができることを受け入れている。書面及び口頭手続において、日本は、裁判所は審査権限を行使する際、当該決定が「恣意的又は信頼できない」か、「明らかに不合理」か、あるいは不誠実になされたかどうかを確認することに限定されると強調した。日本はまた、科学政策事項は裁判所によって適切に評価され得ないと強調した。日本は、それゆえ、裁判所の役割は「決定それ自体を審査することではなく、決定が行われる過程の誠実さを確保すること」であると付言した。
- 6 6. しかしながら、日本は、口頭手続の終盤に、本件に適用される審査基準に関する立場を以下のとおり詳細に論じた。
- 「日本は、審査について、それが、国の決定が客観的に合理的であるかどうか、すなわち、『一貫した理由付け及びれっきとした科学的証拠によって支持されているかどうか (中略) この意味において、客観的に正当化され得るかどうか』であるという点で、豪州と N Z に同意する。』」

67. 鯨を殺し、捕獲し及び処理することを認可する特別許可書の付与を審査する際、裁判所は第一に、当該活動の根拠となるプログラムが、科学的調査を伴うものであるかどうかを評価する。第二に、裁判所は、致死的手法の利用において、プログラムの計画と実施がその記述された目的を達成することとの関係で合理的なものであるかどうかを精査することによって、鯨を殺し、捕獲し及び処理することが科学的調査「の目的のため」であるかどうかを検討する。この審査基準は、客観的なものである。プログラムの計画と実施の関連する要素は、以下に示される（パラグラフ88参照）。

68. これに関して、裁判所は、この紛争が条約第8条に基づき特別許可書を与えるというICRW締約国による決定から生じていることに留意する。プログラムにおける致死的手法の利用が科学的調査の目的のためであるという締約国による判断は、そのような決定に内在するものである。よって、裁判所は、特別許可書を与えた国がかかる判断の客観的な根拠を説明しているかに注目する。

69. 上述の審査基準を適用するに際し、裁判所は、自らが科学又は捕鯨政策上の問題を解決することは求められていないと考える。裁判所は、国際社会のメンバーの間で、鯨や捕鯨に関する適切な政策をめぐって見解の相違があることを認識しているが、そうした見解の相違を解決することは裁判所の役割ではない。裁判所の役割は、JARPA IIに関連して与えられた特別許可書が条約第8条1の範囲に入るのかを確認することのみである。

E. 「科学的調査の目的のため」の意味

70. 両当事者は、第8条の解釈についての二つの密接に関連した側面、すなわち、「科学的調査の目的のため」という語句における「科学的調査」及び「の目的のため」という文言の意味に対処している。豪州は、これらの文言の意味を別々に分析し、これらの二つの要素が累積的であると考えた。日本は、この条項の分析についてのかかるアプローチを争わなかった。

71. 裁判所の見解では、「科学的調査の目的のため」という語句の2つの要素は累積的である。その結果、仮に捕鯨プログラムが科学的調査を伴うものであっても、当該活動が科学的調査「の目的のため」でない限り、このようなプログラムに従って鯨を殺し、捕獲し及び処理することは、第8条の範囲に入らない。

72. 裁判所はまず、「科学的調査」という文言の意味に関する両当事国及び訴訟参加国の議論を検討し、次に、「科学的調査の目的のため」という語句における「の目的のため」という文言の意味に関する議論を検討する。

(a) 「科学的調査」という文言

73. 始めに、裁判所は、「科学的調査」という文言は条約上定義されていないことに留意する。

74. 豪州は、自らが召致した鑑定人（科学者）の一人であるマンゲル氏の見解に主に依拠して、（条約の文脈における）科学的調査とは4つの不可欠な特徴、すなわち、鯨族の保存及び管理のために重要な知見に貢献することを目的とした、定義され且つ達成可能な目的（疑問又は仮説）；調査の目的が他のいずれの手段によっても達成され得ない場合に限った致死的手法の利用を含む「適切な手法」；査読；及び鯨族への悪影響の回避を有すると主張した。豪州はまた、これらの基準を擁護して、委員会の決議及び科学委員会による特別許可書の検討に関するガイドラインにも依拠している（上記パラグラフ47参照。）。

75. 日本は「科学的調査」という文言の代替解釈を提示せず、一鑑定人の見解が条約の条文の解釈を決定することはできないと強調する。科学的意見の問題として、日本によって召致された鑑定人であるワロー氏は、マンゲル氏によって提示された基準に関して、いくつかの重要な細目で異なる意見であるが、いくつかの点では同意した。日本は、豪州が日本の支持なしに採択されたIWC決議に重きを置くことに異議を唱え、決議は勧告的性格のものであることを指摘する。

76. 裁判所は、「科学的調査」という文言の意味に関して豪州によって提示された基準について以下のとおり考察する。

77. 試験可能な又は定義された仮説が不可欠か否かという問題に関して、裁判所は、両当事者によって召致された鑑定人が、そのような仮説に必要とされる特定性の程度については意見を異にしつつも、科学的調査が仮説の形をとり得る特定の疑問に基づいて行われるべきことに同意したことに注目する（observes）。要約すれば、鑑定人の意見は、たとえ重視すべき微妙な差異があったにせよ、科学的調査一般における仮説の役割に関して一定程度の意見の一致があることを示す。

78. 致死的手法の利用に関して、豪州は、いくつかのIWC決議及びガイドラインに加えて、自身が召致した鑑定人の見解を援用しつつ、第8条1は、非致死的手法が利用可能でない場合にのみ、鯨を殺し、捕獲し又は処理する特別許可書の付与を認めると主張する。例えば、豪州は決議1986-2（特別許可書の提案を検討する場合、締約国は「調査の目的が非致死的な調査技術によって実用的かつ科学的に実現可能でない」かどうかを考慮に入れるべきことを勧告）及び付属書P（特別許可書の提案は、なぜ非致死的手法又は既存のデータの解析では「不十分であると考えられた」のか評価すべきことを規定）に言及する。これら両文書はコンセンサスで承認された。豪州はまた、コンセンサスでは採択されなかったが、鯨を殺すことは、その問題が「既存データの解析及び／又は非致死の調査技術の利用では答えの出ない決定的に重要な問題を扱う例外的な状況でのみ認められるべきである」ことを勧告する決議1995-9を指摘する。

79. 豪州は、IWC決議は裁判所の第8条の解釈に示唆を与えるにちがいないと主張する。なぜなら、これらは条約法に関するウィーン条約第31条3（a）及び（b）の意味の範囲

内における「条約の解釈につき当事国の間で後にされた合意」及び「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」を構成するからである。

80. 日本は、第8条が鯨を殺すことに対する許可書の付与を認め、それゆえ明示的に致死的手法を企図しているという事実注意到を促し、非致死的手法が利用可能でない場合にのみ致死的手法を認める特別許可書が第8条に基づき発給され得るとの主張に同意しない。日本は、科学的調査を実施する際に「必要と考える以上に」致死的手法を利用しないと述べるが、この制限がICRWに規定される法的制約ではなく、むしろ「科学政策上の理由」に由来するものであることを指摘する。日本は、豪州によって引用された決議が、勧告を行うという委員会の権限に従って採択されたことに留意する。日本は、これらの勧告を十分に考慮する義務があることを受け入れるが、それらの勧告に拘束力がないことを強調する。

81. NZは、「科学的調査のために必要であり、非致死的手法によっては当該調査と同等の目的を達成できない場合にのみ鯨を殺すことができる」ことを要求する「合理的かつ予防的な方法」で特別許可書が与えられなければならないと主張する。豪州と同様、NZは、この主張を裏付けるためにIWC決議及びガイドラインに言及する。

82. 裁判所は、科学的意見の問題として、両当事者によって召致された鑑定人が、致死的手法の利用条件については必ずしも一致していない一方で、致死的手法が科学的調査において認められることには一致したことに注目する。しかしながら、科学者としての鑑定人の結論は、裁判所の任務である条約の解釈からは区別されなければならない。

83. 第8条は、致死的手法の利用を明示的に企図しており、裁判所は、豪州とNZが自ら依拠している勧告的な決議及びガイドラインの法的な重要性を誇張しているとの見解である。第一に、多くのIWC決議は、この条約の全ての締約国の支持、特に日本の同意なく採択されている。したがって、そのような文書は、条約法に関するウィーン条約第31条3(a)及び(b)の意味の範囲内における、ICRW第8条の解釈に関する後にされた合意とも、後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するものともみなすことができない。

第二に、実体的な問題として、コンセンサスによって採択されてきた関連する決議及びガイドラインは、締約国に対して、調査目的が非致死的手法を用いることによって実用的かつ科学的に達成可能かどうか考慮するよう求めているが、それらは、致死的手法が他の手法が利用可能でない場合にのみ利用されるという要件を確立していない。

しかしながら、裁判所は、ICRWの締約国はIWC及び科学委員会と協力する義務を有し、したがって、非致死的な代替手法の実行可能性の評価を求める勧告に然るべく考慮を払うべきと考える。裁判所は、JARPA IIに関する当事者の議論を検討する際に、この点を改めて論じる(パラグラフ137参照)。

84. 豪州によって提示された査読の基準に関して、たとえプログラムの提案及び結果の査

読が科学コミュニティの一般的な慣行であるとしても、単に提案と結果が査読に服するといっただけでは、プログラムが科学的調査を伴うと言えるということにはならない。条約は異なるアプローチをとっている（査読を排除しているわけではないのは確かであるが）。付表パラグラフ30は、提案された許可について科学委員会による事前の検討を求めており、現在のガイドライン（付属書P）も継続中及び完了したプログラムの科学委員会による検討を想定している。

85. 豪州によって提示された第四の基準に関して、日本及びNZは、科学的調査が鯨族資源への悪影響を避けなければならないという点につき豪州に同意している。

したがって、両当事国及び訴訟参加国は、この基準に関して一致しているように思われる。しかしながら、JARPA IIの特定の文脈において、豪州は目標サンプル数を満たすことが関連する鯨族資源に悪影響を及ぼすであろうとは主張しておらず、この基準は本件において特段重要ではないように思われる。

86. これらの検討を考慮すれば、裁判所は、第8条の文脈における「科学的調査」を構成するためには4つの基準を満たす必要があるとの豪州の主張には説得されない。裁判所は、これらの基準は、条約上で用いられる文言の解釈に資するというよりも、豪州が召致した鑑定人の一人が、十分に考案された科学的調査をどのようなものと考えているかを主として反映しているように思われる。裁判所はまた、これに代わる基準を考案したり、「科学的調査」の一般的な定義を提示する必要があるとも考えない。

（b）第8条1における「の目的のために」という用語の意味

87. 裁判所は次に、「科学的調査の目的のために」という用語の第二の要素、すなわち「の目的のために」という用語の意味に着目する。

88. プログラムに関する記述された調査目的はプログラムの計画の基礎であるが、裁判所としては、当該プログラムにおいて鯨を殺すことの目的を評価するために、かかる目的の科学的有用性や重要性について判断を下す必要はない。また、当該プログラムの計画及び実施が記述された目的を達成する上で最良の手段であるか否かを判断することは裁判所の役割ではない。

プログラムにおける致死的手法の利用が科学的調査の目的のためであるか否かを確認するため、裁判所は、プログラムの計画及び実施の要素が記述された科学的目的との関係で合理的であるかを検討する（上記パラグラフ67参照）。当事国の主張によって示されたように、それらの要素として、致死的手法の利用に関する決定、プログラムにおける致死のサンプリングの利用の規模、サンプル数の規模を選択するために用いる方法、目標のサンプル数の大きさと実際の捕獲数の比較、プログラムに関連した時間的枠組み、プログラムの科学的成果、関連する調査プログラムと当該プログラムとの間の活動についての調整の程度が含まれ得る（以下、パラグラフ129－132，149，158－159，203－205及び214－222参照）。

89. 両当事者は、科学的調査の目的のためのプログラムの計画及び実施が、主要な点において商業捕鯨とは異なることに同意する。プログラムの計画及び実施に関する証拠は、この相違に照らして検討されなければならない。例えば、日本によれば、商業捕鯨では、商業的価値の高い鯨種のみが捕獲され、またより大型の個体が捕獲の大半を占める一方、科学的捕鯨では、「商業的価値の低い又は商業的価値のない種」が対象とされ得る上、個々の個体はランダム・サンプリングの手續に基づき捕獲される。
90. 豪州は、科学的調査「の目的のため」の捕鯨を認可する特別許可書の付与と、第8条の範囲に合致せず、したがって、豪州の見解では、付表パラグラフ7（b）、10（d）及び10（e）に違反する捕鯨活動との相違に関し、豪州の見解として、プログラムの2つの特徴を提起する。
91. 第一に、豪州は、条約第8条2が科学的調査の目的のための捕鯨の副産物である鯨肉の販売を認めていることを認識している。同条は以下のように規定している：
- 「前記の特別許可書に基づいて捕獲した鯨は、実行可能な限り加工し、また、取得金は、許可を与えた政府の発給した指令書に従って処分しなければならない。」
- しかし、豪州は 第8条1に基づく許可書が付与されたプログラムの一環として生じた鯨肉の量及びその販売は、鯨を殺し、捕獲し及び処理することが科学的調査のための目的であるかどうか疑問を投げかけ得ると考えている。
92. 日本は、これに対して、調査の資金を賄う手段としての鯨肉の販売は第8条2によって認められており、漁業調査においてはごく普通のことであると主張する。
93. この点に関して、NZは、第8条2は鯨肉の販売を認めていると解することができるが、そのような販売は義務ではないと主張する。
94. 両当事国及び訴訟参加国が受け入れているとおり、条約第8条2は、第8条1の下で付与された特別許可書に基づく鯨の捕殺に付随的な鯨肉の加工及び販売を認めている。
- 裁判所の見解では、プログラムが鯨肉の販売及び調査資金を賄うための取得金の使用を伴うという事実は、それのみをもって、特別許可書を第8条の範囲外に位置付けるには十分ではない。プログラムにおける致命的サンプリングの利用の規模といった、捕鯨が科学的調査以外の目的であることを示すかもしれない他の要素が精査されなければならない。特に、締約国は特別許可書が付与される調査の資金を賄うために、プログラムの記述された目的を達成することとの関係で合理的な範囲を超える規模の致命的サンプリングを用いることはできないだろう。
95. 第二に、豪州は、ある国が科学的目的を超えた目標を追求することは、そのようなプログラムに関して付与された特別許可書が第8条の範囲内に収まらないことを証明している旨主張した。豪州の見解では、例えば、雇用を創出する又は捕鯨の産業構造を維持するといった政策目標の追求は、鯨を殺すことが科学的調査の目的のためではないことを示している。

96. 日本は、「特別許可書は、商業的な目的ではなく、科学的な目的を有する捕鯨に対してのみ付与することができる」ことを認めている。日本は、商業捕鯨モラトリウムを確立した付表の規定であるパラグラフ10(e)が、モラトリウムを再検討し、潜在的には解除するために、「最良の科学的助言」を求めているという事実を指摘する。さらに、日本は、締約国は持続可能な形で商業捕鯨を再開するとの目的を追求することを意図した科学的調査プログラムを実施する権利を有すると主張する。

97. 裁判所は、国家はしばしば特定の政策を追求する際に二つ以上の目的の達成を追求することがあると考える。さらに、プログラムが科学的調査の目的のためであるか否かに関する客観的なテストは、個々の政府職員の意図に着目するものではなく、むしろプログラムの計画及び実施が記述された調査目的を達成することとの関係において合理的であるか否かで判断される。したがって、裁判所は、特定の政府職員が科学的調査を超えた動機を有していたとしても、それは、プログラムが第8条が意味するところの科学的調査の目的のためであるとの結論を排除するものではないと考える。同時に、かかる動機は、プログラムの記述された調査目的を達成することとの関係において合理的な規模を超えた致命的サンプリングの利用を伴うプログラムに対する特別許可書の付与を正当化することはできない。調査の目的のみによって、計画され、また実施されたプログラムを正当化できなければならない。

3. 条約第8条に照らした JARPA II

98. 裁判所はここで、JARPA IIの計画及び実施が、証拠に基づき、記述された目的を達成することとの関係で合理的であるか否かを調査するために、前述した項目において示されたアプローチを適用する。

99. JARPA IIの前身として南極海鯨類捕獲調査(JARPA)があった。JARPAの合法性は本件における争点ではない。しかし、両当事者は、JARPA IIについての見解を提示する中で、JARPA IIとその前身のプログラムとの間の様々な比較を行った。それゆえ、裁判所は、JARPAについての説明から始める。

A. プログラムの説明

(a) 第1期南極海鯨類捕獲調査

100. 1982年、IWCは商業捕鯨モラトリウムを採択するために付表を修正した。日本は同修正に対して期限内に異議を申し立てたが、1986年にその異議を撤回した。豪州は、日本が他国からの圧力を受けて、特に米国によって日本に課される貿易制裁のおそれから、異議を撤回したと主張する。異議の撤回後、モラトリウムが1986/1987年シーズン後に日本について発効した。日本は翌シーズンにJARPAを開始した。JARPA IIと同様、JARPAは、日本が条約第8条1に従って特別許可書を発給したプログラムであった。

101. 豪州は、JARPAが科学的調査の「偽装」の下で商業捕鯨を継続するために考案

されたとの立場をとる。豪州は、商業捕鯨モラトリウム採択後、日本当局が行った様々な発言を指摘する。例えば、1983年、日本政府職員が商業捕鯨モラトリウムの採択にもかかわらず、政府の目標は「我々の捕鯨が何らかの形で継続できることを確保すること」であると述べた。1984年、日本政府の諮問を受けた研究グループは、日本が「南極海での捕鯨を継続するために」科学的捕鯨を追求するよう勧告した。

102. 日本はJARPAの創設を導いた要素に関する豪州による性格付けを否定し、豪州が日本当局による発言を、文脈を無視して取り上げたと主張する。日本は、JARPAが、「モラトリウムを正当化しているのは、鯨類資源に関するデータが商業捕鯨を適切に管理する上で不十分であったこと」であり、それゆえ「できる限り早く調査プログラムを開始することが最善」であったために、日本による商業捕鯨モラトリウムの受入れに続いて開始されたと説明する。

103. JARPAは1987/1988年シーズンに開始され、2004/2005年シーズンまで実施された後、その直後の2005/2006年シーズンにJARPAⅡが開始された。日本は、JARPAが、付表パラグラフ10(e)によって想定されているように、商業捕鯨モラトリウムの「『再検討』及び『包括的評価』に寄与する科学的データを収集する目的のために」開始されたと説明する。JARPAは、18年の調査プログラムとして計画され、「その後、更なる調査の必要性が検討される」とされた。

104. 1987年JARPA調査計画書は、JARPAを、特に、「南半球のミンククジラに関する調査及び南極における海洋生態系に関する予備的調査のためのプログラム」と説明していた。同計画書は、「モラトリウムをめぐる異なる見解」に関連して、「IWCが直面する問題を解決するための科学的根拠」を提供するため、南半球のミンククジラの「系群の規模を評価するために計画」された。これらの目的のため、同計画書は、南極海の2つの「管理海域」から825頭のクロミンククジラ及び50頭のマッコウクジラの年間致死サンプル数を提案した。後に、致死的手法によりマッコウクジラを採集するとの提案はプログラムから撤回され、クロミンククジラのサンプル数もJARPAの当初7シーズン（1987-1988年シーズンから1993-1994年シーズン）では300頭に削減された。日本は、825頭から300頭までサンプル数を削減するとの決定により、より少ないサンプル数で正確な結果を得られるよう調査期間を延長したと説明している。1995-1996年シーズン以降、クロミンククジラの年間の最大サンプル数は400頭±10%に増加した。JARPAの18年間にわたる実施により、6700頭以上のクロミンククジラが殺された。

105. JARPAの最終シーズン中の2005年1月、日本は、同プログラムからその時点で得られていたデータ及び結果を検討するために、IWC主催によらず独自に会合を開催した。2006年12月、科学委員会は、JARPAのデータ及び結果の全体を検討し、JARPAが記述された目的について達成又は進捗した程度を分析するための「最終レビュー」ワークショップを開催し、JARPAの下で収集されたデータの更なる研究及び分析のため

に、いくつかの勧告が出された。日本は、日本によって招集された2005年1月の会議後であるが、科学委員会による2006年12月のJARPA最終レビュー前である、2005年3月にIWCに対してJARPAⅡのための調査計画書を提出し、2005年11月にJARPAⅡを開始した。

106. 豪州は、JARPAの「主たる目的」をクロミンククジラの自然死亡率（すなわち、クジラがいずれか特定の年に自然要因によって死亡する可能性）の推定であると説明する。豪州はまた、日本は、JARPA開始時点でIWCによって捕鯨活動を規制するために用いられていたモデルである新管理方式（NMP）に関連すると日本が考えた生物学的データを収集することを目的としていたが、5年後にその当初のアプローチを放棄したと主張する。豪州によれば、自然死亡率を推定するという目標は「實際上、達成不可能」であり、JARPAの「意味のなさ」は、JARPAが致死性のサンプリングによって得たタイプの情報を必要としない別の管理ツールである改訂管理方式（RMP）をNMPに置き換えることにIWCが合意した1994年に確認された。

107. RMPについては簡単な説明を要する。両当事国は、RMPの実施は完了していないが、RMPが控えめかつ予防的な管理ツールであり、依然としてIWCの適用可能な管理方式であることに同意する。豪州は、RMPが、資源量推定の不確実性を考慮しており、かつ「推定が困難である生物学的パラメーターに依拠しない」ことから、IWCが以前に捕獲制限を設定するために開発したメカニズムである「NMPが直面した困難を克服している」と主張する。日本はRMPのこうした性格付けに反論し、RMPの実施には各段階において「膨大な量の科学的データ」を必要とすると主張する。したがって、両当事国はJARPA及びJARPAⅡによって収集されたデータがRMPに寄与するかどうかに関して合意していない。

108. JARPAに関して、豪州は、科学委員会が、2006年に開催された最終レビューワークショップにおいて、十分に正確な自然死亡率の推定を含めて、JARPAの記述された目的のいずれについても満たされたと結論づけることができなかったと主張する。日本は、JARPA最終レビューで出された勧告がJARPAで収集したデータの更なる分析につながり、2010年、科学委員会はそれらのデータに基づく自然死亡率の推定を認めたと主張する。結局、両当事者はJARPAが鯨類の保存及び管理に科学的貢献を行ったかどうかについて一致していない。裁判所はこの不一致に対処するよう要請されていない。

(b) 第二期南極海鯨類捕獲調査

109. 2005年3月、日本は「第二期南極海鯨類捕獲調査計画－南極海生態系のモニタリングと鯨類資源の新たな管理目標の開発」（以下「JARPAⅡ調査計画書」）と題した文書を科学委員会に提出した。科学委員会によるJARPAⅡ調査計画書の検討の後、2005年11月、日本は最初の年間特別許可書を付与し、その後、JARPAⅡは実施に移された。JARPAの場合と同様、JARPAⅡの特別許可書は、日本の民法上の「公益法人」として1987年に設立された財団である日本鯨類研究所に対して日本から付与されている。

証拠が示すところによれば、日本鯨類研究所は歴史的に日本によって補助金を支給されてきており、日本が同研究所の活動を監督してきた。2005－2006年以降の各調査シーズンにわたり、日本は同研究所に対してJARPAⅡのための特別許可書を付与してきた。

110. JARPAⅡ調査計画書は、プログラムの計画に関する主たる要素、すなわち、調査目的、調査期間及び海域、調査手法、サンプル数及び鯨族資源への予想される影響を説明している。以下で更に議論されるように、同プログラムはクロミンククジラ、ナガスクジラ及びザトウクジラの3鯨種の致命的サンプリングを想定している（パラグラフ123参照）。本判決では、「クロミンククジラ」と「ミンククジラ」という用語を互換的に用いる。

111. ミンククジラ、ナガスクジラ及びザトウクジラは、全て、歯を有さないという意味のひげ鯨であり、ひげ鯨は海水中の餌を濾し獲るために口腔内のひげ板を使用する。クロミンククジラは最も小さいひげ鯨の一種であり、平均的な成体で体長10～11メートル、体重8～10トンである。ナガスクジラは（シロナガスクジラに次いで）二番目に大きい鯨種であり、平均的な成体で体長25～26メートル、体質量60～80トンである。ザトウクジラはミンククジラより大きくナガスクジラより小さい。成体で体長14～17メートルである。

112. 裁判所はこれより、調査計画書で示され、さらに本件訴訟手続で日本によって説明された、JARPAⅡの主たる要素を概説する。

(i) 調査目的

113. JARPAⅡ調査計画書は、4つの調査目的、すなわち、（1）南極海生態系のモニタリング、（2）鯨種間競合のモデリング及び将来の管理目的、（3）系群構造の時空間的変動の解明及び（4）クロミンククジラの管理方式の改善を特定している。

114. 目的1：JARPAⅡ調査計画書は、JARPAⅡが、クロミンククジラ、ザトウクジラ及びナガスクジラの3鯨種について、鯨類の資源量及び生物学的パラメーター、餌生物の密度及び資源量、鯨類に対する汚染物質の影響並びに鯨類の生息環境に関する変動を監視し、「得られたデータは南極海生態系の変動の指標となる」旨を記述している。同調査計画書は、「そうした変動の資源への影響を予測し、適切な管理施策の開発に必要な情報を提供する」ために、「できる限り早く」鯨類の資源量及びその生息環境の変動を検知することの重要性を強調している。特に、「資源量」は「目視調査」を通じて監視される一方、JARPAⅡは、「サンプリング調査によって、加入、妊娠率、成熟年齢及び他の生物学的パラメーターの変化」を監視するとしている。JARPAⅡはまた、餌生物の消費量、脂肪層の厚みの時系列変化、汚染物質の蓄積及び鯨類への有毒物質の影響を監視する。

115. 目的2：第二の目的は、「鯨種間競合のモデリング及び将来の管理目的」とされる。JARPAⅡ調査計画書は、「調査海域において鯨種間競合の強い兆候があり」、それゆえにJARPAⅡは「この競合に関する仮説」を追求する旨述べている。調査計画書は、「オ

キアミ余剰仮説」に言及している。裁判所に示されたように、この仮説は二つの相互に関連する見解に言及する。一つ目は、いくつかの鯨種（ナガスクジラやザトウクジラを含む）に対する過去の過剰捕獲が、より小型のミンククジラを含む他の捕食者のためにオキアミ（共有される餌生物）の余剰を産み出し、そのことが同種の資源の増加を導いたという見解である。二つ目は、ザトウクジラ及びナガスクジラの資源量のその後の回復（両種の商業的捕獲がそれぞれ1963年及び1976年に禁止されたことによる）が、オキアミをめぐる、これらのより大型の鯨類とミンククジラとの間での競合の増加につながったという見解である。JARPAⅡ調査計画書は、クロミンククジラの資源量は現在の状況の結果として減少するかもしれないことを示唆している。

116. 日本は、「JARPAⅡは、・・・オキアミ余剰仮説の妥当性を検証することを目的としていない」が、代わりに「異なる鯨種の資源量レベルの変動を説明するのに役立つであろう『鯨種間の競合モデル』を開発するために、オキアミを捕食する他の動物／魚類に関するデータを組み込む」ことを追求していると説明する。日本の見解では、「オキアミ余剰仮説」は、JARPAⅡが南極海の「生態系モデル」の構築に関連して調査しようとしているいくつかのアイデア（例えば、気候変動の効果に加えて）の一つに過ぎない。JARPAⅡ調査計画書は、さらに、そのようなモデルは、シロナガスクジラ及びナガスクジラの回復を加速化するための方法を見つけるといったような、IWCのための「新しい管理目標」を設定することに貢献し得るものであり、「様々な種及び資源の相対的な頭数に関して商業捕鯨再開によるあり得べき効果」を精査するものであると説明する。豪州によって召致された鑑定人であるマンゲル氏は、「オキアミ余剰仮説」についてJARPAⅡにおいて「唯一の明確に特定し得る仮説」として言及した。

117. 目的3：第三の目的は系群構造に関するものである。ナガスクジラに関しては、同プログラムの目的は、現在の系群構造を同種に関する歴史的な情報と比較することである。ザトウクジラ及びクロミンククジラに関しては、同調査計画書は、一年ごとに「系群境界の移動を調査する」必要性を説明している。

118. 目的4：第四の目的は、クロミンククジラの管理手続に関するものであり、また、他の3つの目的に依拠するものである。JARPAⅡ調査計画書は、第一の目的が「改訂RMPの下でより効率的に資源を管理するために必要な」生物学的パラメーターに関する情報を提供するとし、第二の目的は「将来の複数種管理モデルを精査することにつながる」とし、第三の目的は「南極海の実施海域を設定するための情報を提供する」と記述している。同調査計画書によれば、「鯨種間の種間関係から生じる効果」に関する情報は、RMPの下でのクロミンククジラの捕獲枠の決定があまりにも低すぎ、おそらく不必要にゼロに設定されさえすることを示すだろうとのことである。上述したとおり（パラグラフ107参照）、両当事者はRMPの実施に必要な情報の類型に関して一致していない。

（ii）調査期間及び海域

119. 日本は、JARPAⅡが「長期的な調査プログラムであり、その主要目的（すなわ

ち、南極海生態系のモニタリング) が調査プログラムの継続を必要としているため、特定の終了期日を有さない」と説明する。J A R P A IIは6年間のフェーズで構成されている。6年ごとのフェーズ終了後、プログラムの改訂を検討するためのレビューが行われる。最初の6年間のフェーズは2011-2012年シーズンに完了した。いくらかの遅延の後、科学委員会によるJ A R P A IIの最初の定期的検討が2014年に実施される予定である。

120. J A R P A II調査計画は、条約の付表パラグラフ7 (b) で設定された南極海保護区域内に位置する海域で実施されている。

(iii) 調査手法とサンプル数

121. 調査計画書は、J A R P A IIが、本件訴訟手続で日本が主張したとおり、調査目的を追求するために致死的手法と非致死的手法とを混合して用いるよう設計されていることを示している。

122. 日本は、致死の調査はJ A R P A IIの最初の二つの目的である生態系モデリングと複数種間競争モデリングに関して「必要不可欠」とであると主張する。J A R P A II調査計画書は、第三の目的が、最初の二つの目的に関連して致死的手法により採取された鯨類から得られる「遺伝学的及び生物学的マーカー」、並びに非致死的手法、すなわちシロナガスクジラ、ナガスクジラ及びザトウクジラからのバイオプシー・サンプリングに依存すると説明している。

123. 調査計画書は、各シーズンにおいて、ナガスクジラ及びザトウクジラのサンプル数は50頭とし、クロミンククジラのサンプル数は850頭プラスマイナス10% (すなわち、シーズンあたり最大935頭) としている。これらの目標サンプル数は以下でさらに詳細に議論される (以下、パラグラフ157-198参照)。

124. 非致死的手法に関し、J A R P A II調査計画書は、鯨類目視調査に加えて、バイオプシー・サンプリング及び衛星標識を使用する考えを説明している。日本によれば、日本は実行可能な範囲でデータ及び情報を得るために非致死的手法を広範囲に使用している。

125. J A R P A IIの実施に関して、日本は、サンプル及び観察地点の適切な分布を確保するために、J A R P A IIの船舶は「対象種の密度が低い」海域を含めて「科学的に決定されたトラッキングライン」を通航すると説明している。事前に設定されたJ A R P A IIの船舶のトラッキングラインの3海里以内で対象鯨類に遭遇すれば、当該鯨種の鯨は捕獲される。単独個体が発見されれば当該個体が捕獲され、鯨の群れが発見されれば2個体がランダムに捕獲される。

(iv) クジラの資源量に与える影響

126. J A R P A II調査計画書は、前述の致死のサンプル数が対象となる鯨類資源にいかなる悪影響ももたらすことのないように設計されているという日本の結論の根拠を示すもの

である。同調査計画書は、現在の資源量評価に基づき、それぞれの鯨種の予定捕獲頭数は極めて少量であり資源へのいかなる悪影響も与えない旨記述している。日本はまた、JARPA II 調査計画書は、クロミンククジラの目標サンプル数のもたらす影響を評価するために、同鯨種の資源量について控えめな推定値を用いていると説明している。

B. JARPA II の計画と実施は記述された調査目的を達成することとの関係で合理的か否か

127. 裁判所は、JARPA II 調査計画書が、4つの調査目的に対応して調査内容を説明し、科学者がデータの体系的な収集及び分析を行う活動プログラムを提示していると考え。調査目的は、科学委員会により付属書Y及びPで特定されている調査区分に含まれている（パラグラフ58参照）。裁判所は、提出された情報に基づき、鯨の致命的サンプリングを含むJARPA II の活動は概ね「科学的調査」と性格づけることができると判断する。したがって、本件の文脈からは、「科学的調査」の概念を一般的に精査する必要はない。そこで、裁判所によるJARPA II についての証拠の審査は、JARPA II の遂行により鯨を殺し、捕獲し及び処理することが科学的調査の「目的のため」であり、条約8条1に基づいて与えられる特別許可書により認可することができるかものであるか否かに焦点を当てる。この目的のために、また適用する審査基準（パラグラフ67参照）に照らして、裁判所は、JARPA II の計画及び実施が、記述された調査目的を達成することとの関係で合理的であるか否かを、先述の要素（パラグラフ88参照）を考慮しつつ、検討する。

(a) 致死的手法の利用に関する日本の決定

128. 致死的手法は、JARPA II の計画の中心である。しかしながら、当事者は、致死的手法を利用する理由をめぐって一致していないことにつき留意すべきである。
129. 日本は、調査目的を満たすのに「必要と考える以上に」致死的手法を利用しない旨、また、プログラムの最初の二つの目的が内臓や胃の内容物からしか実際に得られないデータを必要とするため、致死的手法はJARPA II に「必要不可欠」である旨述べている。日本は、非致命的のバイオプシー及び衛星標識といった手法がいくつかのより大きな鯨種のために使用されていることを認めるが、これらの方法はミンククジラについては実用的ではないと述べている。また、日本は、特定の関連するデータは、非致命的手法によって得られるかも知れないが、そのようなデータは質や信頼性が低く、さらにいくつかのケースでは、「非現実的」な時間と費用を伴うだろう、と指摘している。
130. これとは対照的に、豪州は、日本が「致命的な捕獲に対する断固たる決意を」を有し、「JARPA II は鯨を殺すことを前提としている」と主張している。豪州によれば、JARPA II は、JARPA と同様に、商業捕鯨を継続するための「まったくの偽装」にすぎない。豪州によって召致された鑑定人の一人であるマンゲル氏は、JARPA II は、「単に致命的な捕獲の必要性を主張するのみであり、その理由を立証していない」と述べた。豪州はさらに、衛星標識、バイオプシー標本及び目視調査などの様々な非致命的調査手法が鯨類調査に関する情報を収集するためにより効果的であり、JARPA が開始されてから過去四半世紀を経て、利用可能な技術が劇的に改善していると主張している。

- 1 3 1. 先に述べたように、豪州は致死的手法そのものの利用について異議を唱えているわけではない。豪州は、調査目的が実際に致死的手法を必要とする状況が存在するかもしれないことを認めており、この見解は豪州が召致した二人の鑑定人もとっている。しかし、豪州は、致死的手法は、「他の手段が利用可能ではなく」、致死的手法の利用が記述されたプログラムの目的にとって「不可欠」である場合にのみ、第8条の下での調査プログラムで利用されなければならない旨主張している。
- 1 3 2. J A R P A IIにおける致死的手法の利用について、当事者は、それぞれの主張を支持する際に、三点に言及する。第一に、非致死的手法がJ A R P A IIの調査目的に関連するデータを取得するための手段として実行可能か、第二に、J A R P A IIが致死的手法により収集したデータに信頼性や価値があるか、そして第三に、J A R P A IIを開始する前に、日本はより広範な非致死の調査の利用の可能性を検討したか、という点である。裁判所は、順にこれらの点について検討する。
- 1 3 3. 裁判所は、両当事者が内臓器官及び胃の内容物を調べるために非致死的手法が実行可能な手法ではないことで一致していることに留意する。したがって、裁判所は、証拠に照らし、少なくともJ A R P A IIの調査関係者が求めるデータのいくつかに関し、非致死的手法は実行可能ではないと考える。
- 1 3 4. J A R P A IIによって収集されたデータの信頼性や価値については、裁判所が聴取した証言は対立している。たとえば、豪州が召致した鑑定人は、耳垢栓から得られる年齢データの信頼性に疑問を呈し、また対象種の餌に関する既存の知識から胃の内容物の調査に係る科学的価値についても疑問とした。日本が召致した専門家は、J A R P A IIで収集されたデータの信頼性と価値に関する豪州の主張に異議を唱えた。この不一致は、科学的な意見の問題であるように見受けられる。
- 1 3 5. 少なくとも特定のデータ収集のためには非致死的手法は実行可能ではないことを示す証拠があることを考慮し、そのようなデータの価値と信頼性は科学的な意見の問題であることを踏まえ、裁判所は、J A R P A IIの文脈において致死的手法の利用そのものが非合理的なものであると結論する根拠はないと判断する。その代わり、裁判所はJ A R P A IIにおける致死的手法の利用に関する日本の決定の詳細についてより厳密に検討する必要がある。この点は、以下で論じる。また、プログラムにおける致死的手法の利用の規模についても1 4 5パラで検討する。
- 1 3 6. 次に裁判所は、J A R P A IIにおける致死的手法の利用に関する第三の側面、すなわち記述されたJ A R P A IIの目的が致死のサンプリングよりも非致死的手法をより一層活用することで達成することができるかどうかについて日本がどの程度検討したかを検討する。裁判所は、J A R P Aの致死のサンプル数がミンククジラ400頭（プラスマイナス10パーセント）、他の2鯨種はゼロ（上記パラグラフ1 0 4参照）であることと比較し、J A R

P A IIの致死のサンプル数がミンクジラ850頭（プラスマイナス10パーセント）、ナガスクジラ50頭、ザトウクジラ50頭（上記パラグラフ123参照）に設定されていることを想起する。

137. 前述したとおり、非致死的手法が利用可能であるにもかかわらずプログラムが致死的手法を用いているという事実は、そのようなプログラムに与えられた特別許可書が第8条1から外れることを必ずしも意味するものではない（パラグラフ83参照）。しかしながら、J A R P A II調査計画書に、新たなプログラムにおいて計画された致死のサンプリングの規模を縮小する手段として、非致死的手法の実行可能性に関する一定の分析を含むべきであった理由が3つある。第一に、IWC決議とガイドラインは締約国に対し、非致死的手法の利用により調査目的を達成することができるか考慮することを要請している。日本は、そのような勧告を然るべく考慮する義務の下にあることを受け入れてきた。第二に、上述のとおり（パラグラフ80及び129参照）、日本は、科学政策上の理由から、「必要と考える以上に致死的手法を・・・利用しない」旨、また非致死的な代替手法は全ての場合において実用的かつ実行可能であるわけではない旨述べている。このことは、記述されたプログラムの調査目的を達成することとの関連で致死のサンプリングが必要以上には用いられていないことを確認するために、いくつかの種類の分析を実施することを含意する。第三に、豪州が召致した二人の鑑定人は、過去20年間に非致死的手法に関する広範な技術が著しく進歩したことに言及し、記述されたJ A R P A IIの目的との関係でのこうした非致死的手法の開発や適用可能性について述べている。大規模な致死のサンプリングを企図する調査の提案は、プログラムの計画に関連して、これら進歩した技術の適用可能性を分析することが必要となると考えるのが道理に合うと思われる。

138. 裁判所は、J A R P A IIの設計に関与した日本の科学者の意見を直接聴いてはいない。しかしながら、口頭手続中、裁判官の一人が、日本に対し、J A R P A IIの各年のサンプル数を設定する前に非致死的手法の実行可能性についてどのような分析を行ったか、またそのような分析が目標サンプル数とどのような関連性を有していたかについて質問した。この応答として、日本は二つの文書、（1）科学委員会による1997年中間レビュー付属書Hと（2）2007年に日本が科学委員会に提出した未発表の論文に言及した。

139. 第一の文書は、J A R P A IIの分析ではなく、日本による研究でもない。これは、系群構造に関する情報を収集するために致死的手法を使用する必要性についての科学委員会内部での対立する見解に関する科学委員会による1ページの要約である。日本は、この文書は「2005年のJ A R P A II調査計画書のセクションIXの基礎となる」と述べた。「致死的手法の必要性」と題したセクションIXは、日本による実行可能性調査への言及がなく、1997年のJ A R P Aの検討以降の非致死の調査手法の発展に関する日本による検討にも言及がない二つの短い段落からなる。日本は、J A R P A II計画に含まれているか又はJ A R P A II計画と同時期に行われた他の分析については特定しなかった。

140. 日本が裁判所に対して言及した2007年の文書は、J A R P A IIではなく、J A

R P Aにおける致死的手法の必要性について論じている。当該文書は、何らの分析やJ A R P A IIの目標への言及なしに、（J A R P Aの個別の目的に関連して列挙した）特定の生物学的パラメーターが致死のサンプリングを必要とする（又は必要としていない）理由についての執筆者の結論を要旨という形で述べている。

1 4 1. したがって、J A R P A IIのサンプル数の設定に当たっても、また後年、同じ目標サンプル数を維持するに当たっても、日本が非致死的手法の利用可能性や実行可能性について検討したという証拠はない。また、J A R P A IIの調査目的達成の手段として（特にミンククジラの）致死の捕獲を少なくして非致死のサンプリングを増やすといった組み合わせを日本が検討したという証拠もない。非致死的手法の実行可能性を考慮したことを示す証拠が存在しないことについての説明はなかった。

1 4 2. J A R P A IIにおける致死的手法の利用についての決定は、科学的調査の目的のためのプログラムは記述された目的を達成することとの関係で合理的な範囲を超える規模の致死的手法を用いることはできないという、先述の裁判所の結論（パラグラフ 9 4 参照）に照らして評価されるべきである。

1 4 3. 日本が裁判所の注意を促した2007年の文書（パラグラフ 1 3 8 及び1 4 0 参照）は、J A R P Aの調査目的は、内臓器官及び多数のサンプルの調査を必要とするものであり、非致死の方法は「実行不可能であり、費用対効果がなく非常に高価」ということになる旨述べている。また、当該文書は、「鯨類調査は費用がかかるので、調査のための費用を埋め合わせることができる致死的手法の方がより望ましい」と述べている。こうした結論を裏付ける分析は含まれていない。いずれの手法についても相対的な費用の説明は行われていないし、J A R P Aの下（又は2007年には既に実施されていたJ A R P A IIの下）で行われているような致死のサンプリングの費用が、非致死の代替手法をより広範に利用する調査プログラムの費用に対してどのように評価されるかという比較についても説明がない。

1 4 4. 裁判所は、日本が提示した文書は、J A R P A IIの調査目的を達成するために非致死的手法を用いることの実行可能性についての分析がほとんど行われていないことを明らかにしていると結論づける。また、それらの文書は、J A R P A IIが提案された時も、その後においても、致死のサンプリングの必要性を減らすか必要性がないものとするために非致死的手法をより広範に利用する可能性を考慮していないことを示している。このことは、J A R P Aに比較してJ A R P A IIにおいて致死的手法の利用が拡大されたことを考慮すれば、IWC決議及びガイドラインに然るべく考慮を払うという日本が負っている義務と合致するとは言いがたく、またJ A R P A IIはその科学的目的を満たすために必要な程度に限って致死的手法を用いるとの日本の陳述とも両立しがたい。さらに、日本が裁判所に対して言及した2007年の文書は、調査費用を相殺する資金源を得るために、致死のサンプリングが選好されることを示している。

（b）J A R P A IIにおける致死的手法の利用の規模

145. JARPAⅡで用いられる致死的手法の規模は、サンプル数、すなわち毎年殺される各鯨種の数によって決定される。両当事者は、特にJARPAⅡ調査計画書及びその実施の下でとられる行動並びにそれぞれの当事者が召致した鑑定人の意見に依拠して、この問題について広範な証拠を提示した。

146. 両当事者の主張及び提示された証拠を考慮し、裁判所はJARPAⅡのサンプル数とJARPAで定められたサンプル数とを比較することから始める。その後、サンプル数がJARPAⅡ調査計画書でどのように決定されたかを示し、3鯨種のそれぞれに定められたサンプル数に関する両当事者の見解を説明する。最後に、裁判所は、JARPAⅡ調査計画書で定められた目標サンプル数と同プログラムの実施中の鯨種ごとの実際の捕獲頭数とを比較する。JARPAⅡのために選択されたサンプル数に関するこれらの側面のそれぞれが、豪州による広範な議論の主題となり、これに対して日本が反論した。

(i) JARPAⅡのサンプル数とJARPAのサンプル数との比較

147. JARPAの下での鯨類の致死のサンプリングが条約第8条1の「科学的調査の目的のため」であったかどうかは、裁判所に係属している問題ではない。裁判所は、プログラムで用いられたサンプル数を含めて、JARPAのいかなる側面についても法的結論を出さない。しかしながら、裁判所は、JARPAⅡ、特にJARPAⅡのために選択されたサンプル数に言及する際に、JARPAとJARPAⅡとを比較したことに留意する。

148. 上述したとおり（パラグラフ104参照）、JARPAは、当初、毎年のサンプル数として1シーズン当たりミンククジラ825頭を提案した。これがJARPAの開始時に300頭に削減され、数年後、400頭（プラスマイナス10%）に増加された。したがって、JARPAⅡのミンククジラ850頭（プラスマイナス10%）というサンプル数は、後年のJARPAのミンククジラのサンプル数のおよそ2倍である。また、上述したとおり（パラグラフ110参照）、JARPAⅡは、JARPAでは致死のサンプリングの対象でなかったナガスクジラとザトウクジラの二種類を追加してサンプル数を定めた。

149. JARPAⅡにおけるミンククジラのサンプル数の増加及びナガスクジラとザトウクジラのサンプル数の追加を一般的に説明するために、日本は、JARPAⅡの調査目的がJARPAのそれとは「異なり、より複雑な」ものであると強調する。日本はまた、「地球温暖化を含めた気候変動に対する懸念の増大のために、JARPAとは異なる調査捕鯨が必要となった」と主張する。特に、日本は「JARPAはミンククジラの異なる生物学的パラメーターの1回限りの推定に焦点を当てているが、JARPAⅡは鯨種間の競合をモデル化するとともに様々な生物学的パラメーター及び生態系の変化を検知することを試みる、より一層野心的なプログラムである」と論じる。この根拠に基づき、日本は、JARPAⅡの「新しい目的」「特に生態系調査」がミンククジラのサンプル数の増加とナガスクジラ及びザトウクジラの目標サンプル数の追加を求めていると主張する。

150. JARPAⅡにおけるミンククジラのサンプル数の増加及び新たな2鯨種の追加を

説明するために、新しいJARPAⅡの目的、特に生態系の調査及び複数種間競合モデルの構築を日本が強調していることを考慮すれば、JARPAとJARPAⅡとの比較については細心の注意を払うべきである。

151. 最初に、裁判所は、二つの調査計画を比較すると、相違点よりもむしろ両プログラムの主題、目的、手法がかなり重複していることが明らかになると考える。例えば、両プログラムの調査提案は、南極の生態系におけるミンククジラの役割を解明することを大まかな目的とする調査であると説明する。豪州によって召致された鑑定人の一人であるマンゲル氏は、JARPAⅡは「ほとんど排他的にミンククジラに関するデータ収集に焦点を当てている」と述べ、裁判所はそのことがJARPAにも当てはまることに留意する。とりわけ、両プログラムは、特に資源量動向に関連するデータとともに摂餌及び栄養状態に関連するデータ（胃の内容物及び脂肪層の厚さの精査を伴う）を含む、ミンククジラの様々な生物学的パラメーターを監視するために、致命的サンプリングを通じたデータ収集に焦点を当てている。JARPAは、鯨族資源の管理を改善するための系群構造の研究及び環境変化の鯨類への影響に関する調査（JARPAの当初の調査提案には含まれていなかった目的であるが、後に追加されたもの）を含んでおり、JARPAⅡも、これらの論点の研究を含んでいる。

152. 裁判所は、日本が、JARPAⅡの「調査項目及び手法」は「基本的にJARPAのために用いられたものと同じ」であり、このことにより、「JARPAに関して提示された致命的サンプリングの必要性についての説明は、JARPAⅡにも適用される」と述べていることに留意する。豪州は「実際のところ日本はJARPAで収集したものと同じデータをJARPAⅡで収集している」と指摘する。日本はまた、両プログラムは「適切かつ効果的な鯨族資源の管理並びにその保存及び持続可能な利用を促進するために計画されている」と広く主張する。

153. 以上から、JARPAとJARPAⅡの調査目的全体、そして研究の主題及び用いられる手法（すなわち、ミンククジラの広範な致命的サンプリング）は、ある側面が異なっているとしても、大部分が共通しているように思われる。こうした類似性は、生態系モニタリング及び複数種間競合に関するJARPAⅡの目的が、ミンククジラのサンプル数の大幅な増加と追加された2鯨種の致命的サンプリングを必要とするプログラムの際だった特徴であるとの日本の主張に疑問を投げかける。

154. JARPAⅡ調査計画書におけるミンククジラのサンプル数の増加が、JARPAとJARPAⅡという2つのプログラムの違いによって説明されるか疑問であると考えられるもう一つの理由がある。前述したとおり、日本は、JARPAについての科学委員会による最終レビューの結果を待たずに、JARPAⅡを開始した。日本による裁判所への説明は、「調査海域で得られるデータの一貫性と継続性を維持することが重要であった」こと及びJARPAの最終レビュー後までJARPAⅡの開始を待つということは「1年か2年の間は調査が行われない」ということになっていたであろうということであった。JARPAⅡ調査計画書は、鯨類資源量の傾向及び生物学的パラメーターの監視を「JARPAで収集されたデ

ータの継続性を確保するために」提案している。

155. このような継続性を重要視する主張は、両プログラムの焦点が重複していることを確認するものであり、JARPAⅡにおけるミンククジラのサンプル数の増加を説明するためにJARPAⅡの目的を拠り所としてきた日本の立場をさらに損ねるものである。例えば、日本は、JARPAⅡの「実行可能性」の調査の段階（JARPAⅡの最初の2年間）において、なぜミンククジラの致死捕獲をJARPAの最終シーズンの目標捕獲頭数の最大値である440頭に制限できなかったのか説明していない。それどころか、JARPAⅡの最初の年に、ナガスクジラ10頭に加えて、ミンククジラ853頭が捕獲された。これはまた、JARPAⅡが、科学委員会によるJARPAの最終レビューの結果についての情報の利益を受けないまま、ミンククジラについてのより多くのサンプル数の使用及びJARPAと同様の調査手法（例えば、年齢データを得るための耳垢栓の精査及び栄養状態を評価するための脂肪層の厚さの調査）の利用を始めたことを意味した。

156. JARPAの最終レビューの前にJARPAⅡのサンプル数について手続を進める決定を行ったことについての日本の説明の弱さは、JARPAⅡのサンプル数や開始日が厳密な科学的考慮に基づかないという見方を強めることとなる。また、こうした説得力不足は、日本が自国について商業捕鯨モラトリウムが発効した後の最初の年にJARPAを開始したこととまさしく同じように、日本の優先事項は何ら中断なく捕鯨実施を継続することであるという、豪州によって提示された説に重みを与えてもいる。

(ii) 鯨種ごとのサンプル数の決定

157. JARPAとJARPAⅡのサンプル数の差異についての日本の全体的な説明に関するこれらの考察を念頭において、裁判所は次に、日本がJARPAⅡで3種のそれぞれについて特定の目標サンプル数を決定した方法に関する証拠を検討する。

158. 一般的な問題として、豪州は、日本がJARPAⅡのサンプル数について「一貫した科学的かつ理論的根拠」を提示できなかったと主張する。豪州によって召致された鑑定人の一人であるマンゲル氏は、JARPAⅡの「致死捕獲の水準を設定するための統計学的な根拠を理解することは非常に困難である」との見解をとった。同氏は、「ある範囲が与えられて、それから、いかなる説明もなしに特定の数が選び出される」と述べて、とりわけ、異なるパラメーターを研究するために必要とされるであろう特定のサンプル数の決定に注目した。豪州の見解では、JARPAⅡ調査計画書は、そこでなされた選択の理論的根拠を適切に提示できておらず、一貫性のない方法論を使用している。本質において、豪州の主張は、日本が科学的調査以外の目的のために約850頭のミンククジラを捕獲したいと決定し、それから全体のサンプル数を正当化するため個別のサンプル数を「後付けで当てはめた」ということである。

159. 日本は、豪州によるプログラムの性格付けとは反対に、JARPAⅡのサンプル数は「標準的な科学的公式を使用し、調査の鯨類資源への潜在的な影響も考慮して、慎重に選

択されたパラメーターに基づき計算された」と主張する。日本はまた、サンプル数が「科学委員会によって使用される基準」に基づいており、科学委員会は「J A R P A IIのサンプル数についていかなる特別な懸念」も示してこなかったと主張する。

日本によって召致された鑑定人であるワロー氏もまた、J A R P A IIのサンプル数の設定に言及した。同氏は、「日本の科学者は、どのようにサンプル数が計算されたか又は決定されたかについて、完全に透明性のある明確な説明を常にしてきたという訳ではない」と述べた。しかしながら、同氏は、ミンククジラのサンプル数が（裁判所には提出されなかった）自身の計算に基づき「正しい規模」にあると思われる旨示唆した。加えて、ワロー教授は、当たり障りのないことであると認識しつつも、J A R P A IIのサンプル数が「資金面の考慮によって影響」されてきたという自身の印象を述べた。

- 1 6 0. 日本主張及び特に J A R P A II 調査計画書を含む日本が提出した証拠に基づき、裁判所はサンプル数の決定過程を 5 段階に分けて考える。
- 1 6 1. 第一段階は、より広範な調査の目的に関連する情報の類型を特定することである。日本はこれらを「調査項目」と呼んでいる。例えば、J A R P A II の関心事である調査項目は、妊娠率、鯨類が性成熟に達する年齢及び摂餌パターンを含む。
- 1 6 2. 第二段階は、所与の調査項目に関連するデータを得るための手法を特定することである。例えば、日本は、年齢を特定するためには鯨から耳垢栓を収集する必要があること、胃の内容物は摂餌習性を評価するために精査され得ること、脂肪層の厚さの測定は餌生物の条件（例えば、食料源としてのオキアミの利用可能性）の変化を研究する手段であることを主張する。
- 1 6 3. 調査項目に関連する情報が致死のサンプリングから得られるということが決定された後、第三段階は、特定の調査項目に関連する変化を検知するために十分大きな数のサンプルを得るためには何頭の鯨が必要であるかを決定することである。いくつかの調査項目については、この数の決定に当たって少なくとも 3 つの変数：(i) 求められる精度の水準、(ii) 測定される変化、(iii) 調査期間（すなわち、その範囲内で変化が検知される期間）を考慮する。このことは、特定の調査項目のために必要とされる鯨の数が、例えば、結果がどの程度正確であることが求められるのか、測定される変化が大きいのか小さいのか、また、その変化を検知しようとする期間に依存することを意味する。
- 1 6 4. 所与の調査項目について、これらの変数の差異がサンプル数に与える影響を示す計算を行うために標準方程式が用いられる。豪州は、日本がその方程式を使用することについて異議を申し立てなかった。
- 1 6 5. この第三段階を説明するために、裁判所は、成熟雌個体群における妊娠ミンククジラの割合の変化という特定の調査項目のためのサンプル数の選択について研究者がどのように対処したかを示す J A R P A II 調査計画書からの一例に注目する。同調査計画書付録 6

（「生物学的パラメーターの年別動向の統計調査に必要とされるクロミンククジラ、ザトウクジラ及びナガスクジラのサンプル数」）の表2を調査計画書の関連する表として、以下に再生する。一番左側の列はJARPAⅡの研究者が6年間か12年間のいずれかの調査期間を用いることを考えたことを示し、左から二番目の列はJARPAⅡの研究者が二つの「初期割合」の推定値のいずれか（すなわち、調査開始時点での成熟雌個体群における妊娠ミンククジラの割合が80%であるか、あるいは90%であるか）を用いることを考えたことを示す。当時、研究者は、妊娠ミンククジラの個体群の異なる変化率（図表の一番上の行にパーセンテージで示されている）を検知するために、調査期間及び推定「初期割合」によって何頭のクジラが必要とされるか計算した。同表は以下に示される。

表2 年別動向の統計調査に必要とされるクロミンククジラの全サンプル数
(成熟雌個体群における妊娠ミンククジラの割合)

調査期間	初期割合 (%)	変化率									
		+1%	-1%	+1.5%	-1.5%	+2%	-2%	+2.5%	-2.5%	+3%	-3%
6年間	80%	2022	2544	984	1089	618	591	462	369	402	249
	90%	912	1617	609	663	-	348	-	210	-	138
12年間	80%	189	312	129	132	-	72	-	45	-	30
	90%	-	213	-	87	-	45	-	27	-	18

(出典：日本側答弁書, Vol. IV, Ann. 150, App. 6.)

166. この表は、各変数の特定の値の選択がサンプル数にどのように影響するかを示している。例えば、特定の調査期間を用いる決定はサンプル数について顕著な影響を及ぼす。初期割合を90%と仮定して、マイナス1.5%の変化率を検知するためには（これらはJARPAⅡの研究者によって最終的に選択された基準である）、6年間の調査期間の場合には663頭の年間サンプル数が必要となり、12年間の調査期間の場合には87頭の年間サンプル数が必要となる。同表はまた、検知する変化率の小さな差異がサンプル数についてかなりの影響を及ぼし得ることを説明する。例えば、（初期割合を90%と仮定して）6年間でマイナス1%の変化を検知するために必要な年間サンプル数は、1617頭である。同じ条件の下でマイナス2%の変化を検知するために必要な年間サンプル数は、348頭である。

167. 第四段階は、精度の水準、変化率及び調査期間に関連する、こうした異なった且つ根本的な決定に応じて計算されたサンプル数の範囲から、各調査項目に対する特定のサンプル数を選択することである。上記の例に関して言えば、JARPAⅡの研究者は、6年の期間内にマイナス1%からマイナス1.5%の変化率を検知するために、663頭から1617頭の範囲のサンプル数を勧告した。

168. 日本によって提示された証拠に基づけば、JARPAⅡの研究者が各調査項目に対する特定のサンプル数を選択した後、サンプル数の計算の第五かつ最終段階は、当該研究の

異なる側面のために必要とされる異なるサンプル数（又は上記の例のようなサンプル数の範囲）を考慮して、全体のサンプル数を選択することである。異なる調査項目が異なるサンプル数を必要とするために、これらの異なる調査要件を考慮した各種についての全体のサンプル数を選択することが必要となる。

169. 例えば、JARPAⅡにおけるクロミンククジラについての全体のサンプル数を決定するために、日本は、850頭（プラスマイナス10%）のサンプル数がほとんどの調査項目について十分なデータを「全体として合理的な水準の統計精度」をもって提供することができ、同時に「資源に悪影響を及ぼさない」ことから、各調査項目についての可能なサンプル数の範囲を考察し、そのサンプル数を選択したと主張する。

170. サンプル数に関する両当事者の詳細な議論の道理に焦点を合わせるために、上述のプロセスの中の、どの段階が当事者間の意見の相違を生じさせているかを明確化することが重要である。先に論じたように、致死的手法が正当化されるかどうか及び致死的手法の利用を通じて集められる情報が信頼でき価値のあるものであるかどうか（第一段階及び第二段階）に関して意見の相違があるが、そうした意見の相違は本判決の別の箇所であられる（パラグラフ128－144）。本件手続きは、第三段階に関して、方法論のいくつかの部分での一致を明らかにした。例えば、上記のような表を作成するために用いられた方程式及び計算については争いがない。また、研究者が、科学的プログラムの計画の一部として、検知すべき変化率や調査期間の長さといった変数について選択する必要があるとの点でも一致している。

171. 当事者間の決定的な見解の相違は、サンプル数を設定するプロセスの第四段階及び第五段階で現れる。これらの相違は上記（パラグラフ157－159参照）で要約された両当事者の議論に反映されている。

172. 両当事者によるこれらの論争を検討するに当たり、裁判所は、ここでJARPAⅡの目的の科学的価値について判断を下そうとはしていないこと及びJARPAⅡの活動は概ね「科学的調査」と性格づけることができること（上記パラグラフ88及び127参照）を改めて述べる。サンプル数の設定に関して、裁判所はまた、所与の変数（例えば、検知するための調査期間あるいは変化率）についての特定の値が他よりも科学的に優位性を有するかどうかを結論づける立場にもない。むしろ、ここで裁判所は、記述されたJARPAⅡの目的を達成することとの関係でサンプル数が合理的であるとの結論が証拠により裏付けられているかどうかを評価しようとするのみである。

173. 裁判所は、日本がナガスクジラとザトウクジラの目標サンプル数を設定した方法を検討することから始める。

（1）ナガスクジラとザトウクジラ

174. ナガスクジラとザトウクジラについて、毎年のJARPAⅡの致死サンプル数は、それぞれ50頭である。JARPAⅡ調査計画書は、両種のサンプル数を決定するために同

一の条件及び基準が用いられたと記述していることから、裁判所は両種をまとめて検討する。

175. 両種のサンプル数は、見かけの妊娠率及び性成熟年齢という2つの「調査項目」に基づき計算された。JARPA II調査計画書は、日本によれば耳垢栓と生殖器官の調査を伴うこれらの調査項目は、同プログラムの目的にとって不可欠であると記述している。同調査計画書は、ミンククジラのサンプル数を計算するために用いられたより多くのパラメーターと比較して（以下パラグラフ182参照）、これら2種のサンプル数を設定するために2つのパラメーターしか用いない理由を示していない。しかしながら、上述したとおり（パラグラフ165－166参照）、JARPA II調査計画書を検討してみると、例えば、他の関連変数の中で、検知すべき特定の変化率に関する決定が、最終的なサンプル数に顕著な影響を与えることが立証される。

176. JARPA II調査計画書は、6年と12年の両方の調査期間を企図したナガスクジラとザトウクジラの可能なサンプル数を設定しているが、同計画書は、研究者が両種について12年間の調査期間を用いることを選択したと説明する。同調査計画書は、「調査プログラムが6年ごとに検討されることから、6年間の調査期間がより好ましい」であろうが、6年の調査期間は「大きな」サンプル数を必要とするとしている。同調査計画書は、それゆえ12年の調査期間が「予防的アプローチ」として選択されたとしている。口頭手続において、日本は、12年の期間を選択した追加的な理由として、ナガスクジラ及びザトウクジラについてのRMPの実施ははまだ検討中であることから、これら2種については、より短い期間は不要であることを挙げた。

177. 裁判所としては、特定の調査期間が、それ自体として、所定の鯨種にとってより適切であるか否か決定する必要はない。しかしながら、3種のうち2種についての12年の期間の選択は、ミンククジラについての様々な変化を検知するための6年の調査期間の選択を含む、JARPA IIの計画の他の側面に照らして検討されなければならない。特に、日本は、ナガスクジラとザトウクジラをプログラムに含めるための説明と併せて、ミンククジラのサンプル数を850頭とする説明として、複数種間競合及び生態系調査を強調する。JARPA IIは、6年の「調査フェーズ」で計画され、6年を経た後に検討が行われ、改訂されるかもしれない。もし3種のうち2種の調査期間が12年であれば、6年後にこれらの2つの重要な目的に関し、いかにして意味のあるJARPA IIの検討を行い得るのか確認することは困難である。

178. このように、ナガスクジラとザトウクジラについて12年の調査期間を選択したことは、日本が850頭（プラスマイナス10%）のミンククジラのサンプル数を正当化するために強調する目的の重要性について疑問を投げかける要因の一つとなっている。

179. JARPA IIの計画が、記述されたプログラムの目的を達成することとの関係で合理的であるかどうか疑問視するもう一つの要因がある。ナガスクジラ及びザトウクジラについて選択された、それぞれ年間50頭という全体のサンプル数は、同プログラムが計測しよ

うとする全ての動向の計測を可能ならしめるほど十分に大きいものではない。具体的には、J A R P A II 調査計画書は、性成熟年齢の特定の変化率を検知するためには、少なくとも各鯨種について131頭が毎年捕獲されるべきであると述べている。調査計画書は、研究者がより低い精度を受け入れることを決定したのか、あるいは代わりにより少ない頭数を目標とすることで、検知しようとする変化率を調整したのか、示していないし、また、この手続においても日本はこの点を説明しなかった。自身の科学者の計算に照らして、J A R P A II は、J A R P A II 調査計画書が特に重要であるとしている少なくとも一つの重要な調査項目に関して、統計学的に適切な情報を示すようには計画されていないようである。

180. 裁判所はまた、日本によって召致された鑑定人であるワロー氏が、サンプル数の問題以外にも、J A R P A II のナガスクジラの構成要素について懸念を示したことに留意する。ワロー氏は、ナガスクジラの調査提案が二つの理由から「あまりよく考えられていない」と証言した。同氏は、第一に、主要なナガスクジラ個体群はJ A R P A II の調査海域の外のずっと北側に分布すること、第二に、J A R P A II の船舶はより小型のナガスクジラの捕殺にしか対応できないことから（豪州によっても指摘された点）、J A R P A II の調査海域内でのナガスクジラのランダム・サンプリングは可能とは言えないと述べた。裁判所は、日本がランダム・サンプリングを科学的調査の目的のためのプログラムの要素として挙げていたことを想起する。

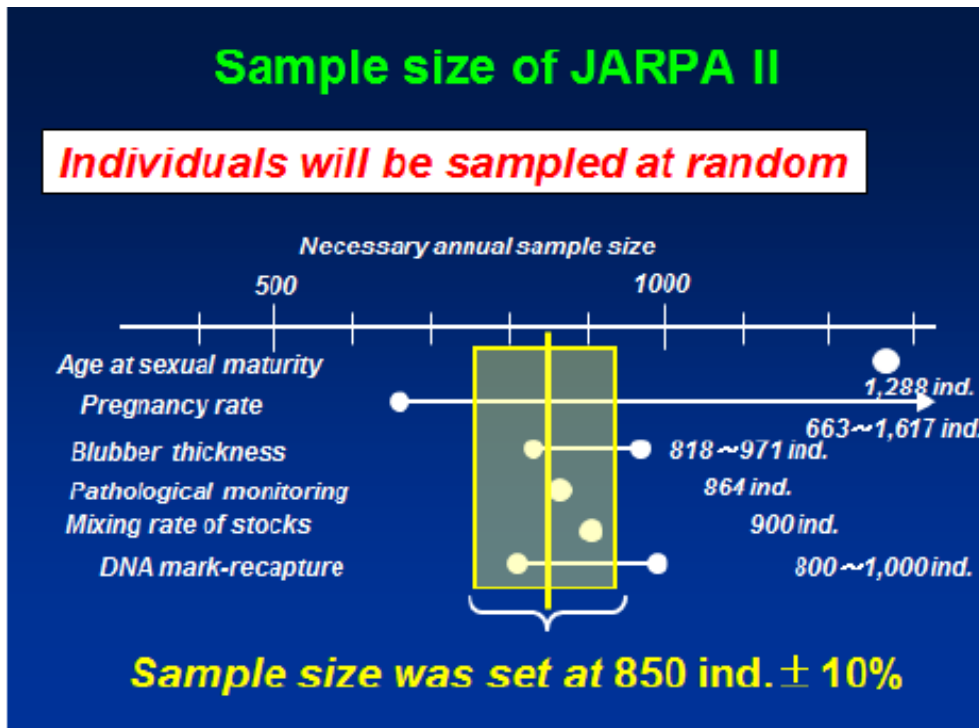
181. 裁判所は、J A R P A II 調査計画は総じて、ナガスクジラとザトウクジラのサンプル数を計算するために用いられた決定の根拠に関して、ごく限られた情報しか提供していないと判断する。ミンククジラのサンプル数の設定には6年間というより短い期間が用いられており、かつJ A R P A II は6年間の調査フェーズごとに検討されることになっているという事実にもかかわらず、これらのサンプル数は12年間という期間を用いて設定された。日本自身の計算に基づけば、ナガスクジラとザトウクジラのサンプル数は統計学的に有益な結果を出すためには小さすぎる。一つ前のパラグラフで述べたような、ナガスクジラを捕獲する決定に特有の問題に加えて、これらの欠点は、J A R P A II の計画全体が同プログラムの目的との関係で合理的であるかを裁判所が評価するに当たって重要である。なぜなら、日本は（後述する）ミンククジラのサンプル数を、ナガスクジラとザトウクジラの致死率的サンプリングの前提条件ともされている生態系調査及び複数種間競合という目的に関連づけているからである。

（2）クロミンククジラ

182. 裁判所は次に、J A R P A II におけるクロミンククジラのサンプル数の計画を検討する。J A R P A II 調査計画書は、ミンククジラの全体のサンプル数が、性成熟年齢、見かけの妊娠率、脂肪層の厚さ、汚染物質レベル、異なる鯨族間の混合パターン及び資源量動向を含む多くの異なる調査項目のための最小限のサンプル数についての日本が行った計算に従って選択されたことを示す。同計画書はさらに、ほとんどのパラメーターについて「計算されたサンプル数は、800頭以上が望ましく、800頭から1000頭の範囲にあった」と記述する。日本は、答弁書の図5-4にある次の図解を参照しつつ、ミンククジラの全体の

サンプル数を決定するためにたどったプロセスを説明する。

図5－4：確立された統計学的手続によって計算された、JARPA IIの下で各調査項目について必要な年間サンプル数（出典：鯨類研究所）



（出典：日本の答弁書，Vol. I, p. 261.）

183. この図解で描写されるように、全体のサンプル数は、JARPA IIによって実施が計画された調査の大部分の最低限の要件としてJARPA II調査計画書に設定されたものに対応する範囲内にある。日本は、これを理由として、全体の年間の致死的サンプル数は850頭（プラスマイナス10%，最大で年間935頭を認める）に設定されたと主張する。上述のように（パラグラフ159及び169），日本は、資源に悪影響を及ぼすことを避ける必要性を考慮して、この鯨の頭数であれば調査目的を達成するに十分であると考えた。

184. 対照的に、豪州の見解では、日本は、年間約850頭のミンククジラのサンプル数を設定するとの目標を始めに立てて、それから、日本が望む全体のサンプル数に対応した特定の調査項目についてのサンプル数を生み出すために考案された値を選択することによって、プログラムの計画を「後付けで当てはめた」。豪州は、JARPA II調査計画書が、各調査項目に関連する特定のサンプル数の選択について明確に理由を述べていないと強調する。豪州はまた、一定の変数についての値に関する異なる選択が劇的により小さいサンプル数を導いたであろうことに留意する一方で、一般に、JARPA II調査計画書が、より大きなサンプル数を生み出す値を用いるという根本的な決定について何ら説明を提示していないことに留意する。豪州の見解によれば、これらの欠点は、ミンククジラのサンプル数が科学的調査の目的のためではなく、日本の資金面での必要性和商業目的を満たすために設定されたとい

う豪州の結論を裏付けるものである。

185. これらの互いに異なる見解に照らして、裁判所は、日本が異なる個別の調査項目のために選択した様々な最小限のサンプル数の選択に関する証拠を検討する。こうした選択が、ミンククジラの全体のサンプル数の基礎となるのである。上述したとおり（パラグラフ172参照）、そのような検討の目的は、個々の科学者や日本によって行われた科学的判断に後知恵で批判することではなく、むしろ、日本が、ミンククジラ850頭（プラスマイナス10%）という全体のサンプル数を導き出すに当たって、記述されたJARPAⅡの調査目的に照らして、特定の調査項目に関連し、年間サンプル数について合理的な根拠を示しているかどうか精査することである。

186. JARPAⅡ調査計画書において、個別のサンプル数の計算は、上記の図解で言及されている各項目に関して提示されている。これらの項目は、性成熟年齢、見かけの妊娠率、脂肪層の厚さ、病理学的モニタリング（すなわち汚染物質レベルのモニタリング）、異なる資源間の混合パターン及び日本が資源量動向を調査するための手法として記述している「DNA標識・再捕獲」である。

187. 裁判所は始めに、JARPAⅡ調査計画書が、全てのパラメーターについて「6年の期間における変化を検知するために必要とされるサンプル数は・・・適切な基準として採択されてきた」と述べていることに留意する。JARPAⅡ調査計画書はこの最初の決定について理由を説明していないが、日本は本件手続中に以下に議論される（パラグラフ192参照）いくつかの説明を提示した。

188. 証拠は、JARPAⅡ調査計画書が、個別の調査項目についての特定のサンプル数を選択する理由について透明性を欠いていることを示す。これは、上述したとおり（パラグラフ158－159参照）、両当事者によって召致された鑑定人が一致している事項である。（次のパラグラフで論じる）1つの変数を除いて、JARPAⅡ調査計画書は所与の変数についての特定の値の選択に関して非常に限られた情報しか提示していない。例えば、裁判所の見解では、生物学的パラメーターのモニタリングに関連する様々な調査項目について、なぜJARPAⅡが、より小さいサンプルに収まるであろう別のものに優先して、ある特定の変化率あるいは変化の程度を検知するために計画されているのかを説明する一貫した努力が見られない。こうしたJARPAⅡ調査計画書の欠点は、変化率あるいは変化の程度についての特定の選択が一貫してミンククジラ年間約850頭のサンプル数を導くという事実に照らして、特に顕著である。

189. このパターンの例外は、おそらくミンククジラの性成熟年齢の研究に適用されるサンプル数の議論であり、それに関して、JARPAⅡ調査計画書は、検知すべき特定の変化率を選択する際に日本が検討した要素についてある程度詳細な説明を提供する。この調査項目について、調査計画書はまた、求められるデータとJARPAⅡの最初の2つの調査目的との間の関係を示唆する。裁判所は、850頭という全体のサンプル数を設定するために明

示的に用いられた他の5つの調査項目（すなわち、上記の日本の答弁書の図5－4に示された調査項目）に関して相当な理由付けがないことを認める。このことは、少なくともJARPAⅡ調査計画書において、JARPAⅡの計画の重要な構成要素であるミンククジラの致死捕獲のためのサンプル数が、プログラムの目的を達成することとの関係で合理的であるという事実認定を裏付け得る証拠がないことを強調している。

190. 裁判所はまた、豪州によって召致された鑑定人の一人であるマングル氏が、研究中の仮説によっては、JARPAⅡが追求するのとはほぼ同じ水準の精度がより少ないミンククジラの致死捕獲によっても達成し得ると主張したこと、さらに、より少ない捕獲とより大きな誤差の範囲は受け入れ可能かも知れないと指摘したことを想起する。日本は、この鑑定人の意見に反論しなかった。

191. 裁判所は次に、ミンククジラに関連する調査項目についてのサンプル数を計算するために、ナガスクジラとザトウクジラのために用いたような12年の期間ではなく、6年の期間を用いることとした日本の決定に関する証拠に着目する。その決定は、JARPAⅡ調査計画書が明らかにしているように（上記パラグラフ165参照）、一般的により短い期間はより大きなサンプル数を必要とすることを踏まえれば、サンプル数に相当な影響を及ぼす。

192. 日本は、答弁書における1つの調査項目（性成熟年齢）の議論において、6年の期間を利用する理由として、（シーズンごとに交替しながらそれぞれの海域で鯨類を捕獲するために）それぞれのJARPAⅡの調査海域から少なくとも3つのデータ地点を確保する必要があることを挙げており、2つのデータ地点のみに基づいて動向を検知することは「非常に不確実」であるとしている。日本はまた、「可能な限り迅速に」変化を検知することが望ましいことに言及する。さらに、日本は、口頭手続において、6年の期間について2つの異なる理論的根拠を提示した。当初、日本は、6年の期間は科学委員会によるJARPAⅡの6年毎の検討に合わせようとしたものと示唆したが、その後、日本はその説明を撤回し、ミンククジラに関する6年の期間は「RMPのレビュー期間と合致させる」ために選択されたと主張した。このことは、日本によって召致された鑑定人であるワロー氏が口頭証言で行った説明と一致するが、同氏は、サンプル数を計算するために6年の期間を利用することを「恣意的」とも表現していた。

193. 証拠に照らして、裁判所は、ミンククジラのための6年の調査期間がプログラムの目的を達成することとの関係で合理的でないと結論づける根拠を持たない。しかしながら、裁判所は、第一に、JARPAⅡ調査計画書が、複数の鯨種の1つ（ミンククジラ）について6年の期間を選択した理由を説明していないこと、第二に、日本が、ミンククジラのサンプル数を計算するためにその調査期間を利用すると決定したことに関して、本件手続中に一貫した説明を提示しなかったことは、問題が多いと判断する。

194. さらに、日本は、3鯨種についての本質的に異なる調査の時間的枠組みが、生態系モデリングと複数種間競合に関するJARPAⅡの調査目的とどのように両立するのかにつ

いて述べていない。J A R P A IIは、ナガスクジラとザトウクジラに関する統計学的に有益な情報が12年間の調査の後にのみ入手可能となるよう計画されているように思われる（また証拠が示すところでは、12年後でさえ、サンプル数は、J A R P A II調査計画書で示された最低限の要件に基づく統計学的に信頼に足るものとはならないであろう。）。上述のとおり（パラグラフ181参照）、このことは、6年間の調査実施の後に2つの主要目的に関してプログラムを検討することに意味があるのかについて疑問を投げかけ、さらに、ミンククジラの目標サンプル数がプログラムの目的を達成することとの関係で合理的であるかについても疑問を投げかける。

195. したがって、裁判所は、ミンククジラのサンプル数に関して全体に関わる二つの懸念を確認する。第一に、図5-4は、最終的なサンプル数である850頭（プラスマイナス10%）が様々な調査項目についての個別のサンプル数から導かれる範囲内にあることを示すが、それらの個別のサンプル数を選択する際に行われた決定に関する透明性が欠如している。裁判所は、J A R P A II調査計画書及びJ A R P A IIのサンプル数を擁護しようとする日本のその後の取組における透明性の欠如は、特定の調査項目に関する決定が科学的正当性を欠いていることを必ずしも示すものではないことに留意する。しかしながら、第8条の文脈においては、当該サンプル数を補殺する鯨の数がずっと少なくて済む他のあり得べきサンプル数と比較した場合に、なぜ当該サンプル数がプログラムの目的を達成することとの関係で合理的であるのかについて理解できるような、最小限のサンプル数の選択に関する証拠があつてしかるべきである。J A R P A II調査計画書に記述されたサンプル数の計算の大部分に関し、そうした証拠がないことは、まさしく事前に決定された全体のサンプル数によって調査期間及び検知されるべき変化率の選択が左右されたという豪州の論旨を裏付ける。

196. 第二に、上述のとおり（パラグラフ149参照）、日本は生態系調査及び複数種間競争に関連した調査目的に言及することによって（J A R P Aのサンプル数と比較して）J A R P A IIにおけるミンククジラのサンプル数が増加したことを正当化する。しかしながら、証拠は、ナガスクジラ及びザトウクジラに関するプログラムの計画に欠点があるために、これらの目標を達成するプログラムの役割が損なわれてきたことを示唆する。また、これらの目的が、J A R P A IIのミンククジラの目標サンプル数についてどのように合理的な根拠を与え得るのか、理解するのは困難である。

197. 加えて、裁判所は、日本が商業捕鯨を調査捕鯨から区別するものと考えていくつもの特徴を述べていることを想起する。日本は、特に、商品価値の高い種が商業捕鯨で捕獲される一方で、調査捕鯨では、価値の高い種、価値の低い種、さらには（マッコウクジラのような）価値の無い種が捕獲されうることを指摘している（上記パラグラフ89参照）。J A R P A IIにおける致死的手法の利用は、もっぱらミンククジラを対象としている。ミンククジラの価値に関しては、裁判所は、日本の水産庁長官による2012年10月の発言に注目する。衆議院決算行政監視委員会行政監視に関する小委員会への証言の中で、長官は、ミンククジラの肉は「お刺身なんかにしたときに非常に香りとか味がいいということで、重宝」されていると述べた。さらに、J A R P A IIに言及する中で、長官は「ミンククジラを安定

的に供給していくためにはやはり南氷洋での調査捕鯨が必要だった」と述べた。これらの証言に照らせば、J A R P A IIの下でのほぼ全ての致死的不捕鯨がミンククジラに関係しているという事実は、商業捕鯨と科学的調査の目的のための捕鯨とを区別する根拠として日本が提起してきた高価値種と低価値種との区別は、J A R P A IIが後者（科学的調査の目的のための捕鯨）に当てはまるという主張を支持しないということを意味している。

198. これらを総合すると、ミンククジラのサンプル数に関する証拠は、ナガスクジラとザトウクジラのサンプル数に関する証拠と同様に、全体のサンプル数を引き出す基礎をなす決定について、十分な分析と正当性を提供するものではない。このことは、J A R P A IIの計画がその記述された目的を達成することとの関係で合理的か否かについて、裁判所にさらなる関心を抱かせる。こうした関心は、裁判所が次のセクションで着目するJ A R P A IIの実施に照らしても検討されなければならない。

(iii) サンプル数と実際の捕獲頭数との比較

199. J A R P A IIの目標サンプル数と同プログラムの実施において実際に捕殺された頭数との間には大きな乖離が生じている。当事者は、この乖離の理由及び裁判所が導くべき結論に関して意見の一致を見ない。
200. 裁判所は、ザトウクジラの目標頭数を0頭及びナガスクジラの目標頭数を10頭としていた2年間の実施可能性調査の後、ナガスクジラとザトウクジラの双方の目標サンプル数が50頭となっていることを想起する。
201. 実際の捕獲頭数に関して、裁判所に提出された証拠によれば、J A R P A IIの初めての7年間に合計18頭のナガスクジラが捕殺されているが、そのうちの10頭は大型鯨種の捕獲の実施可能性が研究中であった最初の年に捕獲されている。その後、ナガスクジラは年間0-3頭捕獲されている。ザトウクジラはJ A R P A IIの下では捕殺されていない。日本は、J A R P A IIの最初の2年間にザトウクジラを捕殺しない決定を始めに行って以降、2007年時点でザトウクジラの捕獲を中断したと説明している。しかし、裁判所は、2007年以降に発給された特別許可書はザトウクジラを捕獲することを認可し続けていることに留意する。
202. ミンククジラに関しては、目標サンプル数が850頭（プラスマイナス10%）であるにもかかわらず、J A R P A IIの下での実際の捕獲頭数は年によって変動している。2005-06シーズンには、目標サンプル数の範囲内である853頭を捕獲したが、その後の全てのシーズンにおいて実際の捕獲頭数は目標サンプル数を下回っている。平均すると、年間450頭のミンククジラが捕獲されており、裁判所に提出された証拠によれば、2010/11年シーズンは170頭、2012/13シーズンは103頭のミンククジラが捕殺されている。

203. 目標サンプル数と実際の捕獲頭数との乖離の理由について、日本は、当時のIWC議長のとて請にちてザトウクヮラを捕獲しない旨決定したからであると述べている。ナガスクヮラに關しては、日本は、反捕鯨非政府組織、特にシー・シェパード環境保護団体（Sea Shepherd Conservation Society）による妨害活動及びJARPA IIの主たる調査船である日新丸がより大型の鯨を船上に引き揚げることができないことを指摘している。ミンククヮラに關しては、日本は、実際のサンプル数が目標より少ない理由について、2006/2007年シーズンにおける日新丸の船上火災及び上述した妨害活動の2つを挙げている。

204. 日本は、特に、2008/2009年シーズンの妨害事案（2009年2月の船舶衝突及び日本船舶に対する酪酸瓶の投擲）、2010年2月の昭南丸への無許可乗り込み及びその結果として、昭南丸は犯行現場の実況見分のため、2009/2010年シーズンの残りの期間に船団から離脱することとなった事案、2012/2013シーズンの更なる妨害に言及する。日本は、IWCがコンセンサスで採択された一連の決議で、そのような暴力的な妨害活動を非難していることに留意する。

205. 豪州は、目標サンプル数と実際の捕獲頭数との間の乖離の理由に關する日本の説明に異を唱える。豪州は、ザトウクヮラを捕獲しないとの決定がIWC議長のとて請にちじてなされたことについては争わないが、この決定は、科学的な理由によってとられたものではなく、政治的な決定であったと指摘する。ナガスクヮラに關しては、豪州は、日本船舶がより大型の鯨を捕獲する設備を有していないことは紛れもない事実である旨強調する。ミンククヮラに關しては、豪州は、実際の捕獲頭数が、豪州の見方によれば、日本が示している要因によるのではなく、日本の鯨肉の商業市場と関連していることを示す証拠を指摘している。豪州によれば、日本は、鯨肉の需要低下にちじて、JARPA IIの実施を調整しており、その結果、調査期間は短縮され、捕獲頭数も少なくなっている。豪州はまた、日本政府関係者が、JARPA IIの調査目的は実際には調査計画書に記述された致死的サンプリングの数量を必要とせず、より少ない捕獲頭数で達成され得る旨発言したことを報じた記事を援用する。

206. 全ての証拠を考慮すれば、裁判所は、目標サンプル数と実際の捕獲頭数との間の乖離を説明し得る理由は一つもないと考える。ザトウクヮラに關して生じた乖離は、日本がIWC議長からのとて請にちじるべく行った決定の結果生じたものであるが、それを受けてJARPA IIの目的やサンプル数にいかなる修正も行わなかった。ナガスクヮラの捕獲頭数の不足は、少なくとも部分的には、日本による船舶の選択の問題に帰せられるが、これは日本によって召致された鑑定人によって批判されたJARPA IIの計画の一面（上記パラグラフ180参照）でもある。あるシーズンにおける船上火災に關して、日本は、被害の程度や当該船舶が使用不能となっていた期間に關する情報を提供しなかった。裁判所は、妨害活動がいくつかのシーズンにおけるミンククヮラの捕獲頭数の減少につながった可能性があるとの説明は妥当なものと考えるが、この要因がどの程度のものであったかを評価することは困難である。これに關して、裁判所は、2006/2007年シーズン及び2007/2008年シーズンのミンククヮラの実際の捕獲頭数がそれぞれ505頭及び551頭であったが、これらのシーズンは日本が裁判所に注意を促した遺憾な妨害活動が行われる以前であることに

留意する。なお、この文脈において、裁判所は、コンセンサスで採択された IWC 決議 2011-2 を想起する。同決議は、シー・シェパード環境保護団体による危険な行為に関する報告に留意した上で、「海上での船舶の活動に関連して人命及び財産を危険にさらすいかなる行為」も非難している。

207. 裁判所は次に、目標サンプル数と実際の捕獲頭数との間の乖離が、JARPA II は科学的調査の目的のためのプログラムであるという日本の立場を損なうものであるとの豪州の主張に注目する。豪州は、JARPA II の下での実際の捕獲頭数が目標サンプル数よりも少なくなっているという事実を歓迎する旨述べる。しかしながら、豪州は、日本がこの数の違いが JARPA II の調査目的にどのような影響を及ぼすか説明する努力をしてきておらず、より少ない実際の捕獲頭数について説明がつくようにプログラムを改訂してこなかったと主張する。日本はまた、ザトウクジラを捕獲しないという政治的な決定及び捕殺されたナガスクジラの頭数が少ないとの事実が、それらの二鯨種の致死的不確実性の必要性を強調している JARPA II 調査計画書といかに両立し得るのかについても説明していない。豪州は、もし、JARPA II 調査計画書で記述されているように、複数種間競合モデルを構築するため又は「オキアミ余剰仮説」を検証するために、致死的不確実性に基づく情報が 3 種全てから必要とされるのであれば、ミンククジラのみデータに基づいてどのように複数種間競合モデルが構築され得るのかを問うている。豪州は、日本は必要とする情報は致死的不確実性によってのみ得られる旨主張してきたが、実際の捕獲頭数は JARPA II が前提としていたサンプル数とは全く異なっていることを強調する。これらの要因を引用して、豪州は JARPA II の複数種間競合モデルの目標は「幻想」とであると表現している。

208. 日本は、サンプル数と実際の捕獲数との間に不一致が生じていることは、少なくともミンククジラに関しては、「調査目的が達成されるまでに必要なサンプル数に達するにはさらに数年間かかる」ことを意味していると主張する。この説明に沿って、日本は、「もし我々がより長期にわたって調査を実施するか、より低い精度を受け入れることをよしとすれば、より少ないサンプル数でもそれなりの結果は出るであろうが、それにより、資源動態に関する潜在的に重要な変化を検知できるようになるのに時間がかかるかも知れない」と述べる。日本はまた、ナガスクジラ及びザトウクジラのこれまでの捕獲頭数が十分でないからといって、「(中略) 既存の生態系モデルが、これらの種に関して JARPA II の下で非致死的手法によって収集したデータの使用によって改善されることを妨げるものではない」との立場をとる。

209. 裁判所は、数年もの間、JARPA II の実施が同プログラムの計画とは顕著に異なっていたにもかかわらず、日本が JARPA II の目的及び目標サンプル数に何ら変更を加えず、これらが毎年付与される特別許可書に再生されていることを確認する。裁判所の見解では、目標サンプル数と実際の捕獲頭数との間の乖離に関する証拠から二つの結論が導き出される。第一に、日本は、ミンククジラの捕獲頭数が少なくても、有益な情報をもたらし得るし、調査期間の枠組みを延長することができ、又はより精度の低い結果でも受け入れることもできるであろうことから、ミンククジラの実際の捕獲頭数が同プログラムを損なうもので

はないことを示唆している。しかしながら、裁判所は、特定の調査項目のためのミンクジラのサンプル数が6年間の調査期間に基づいており、JARPA II調査計画書あるいは訴訟手続において説明されなかった水準の精度に基づいていることを想起する。したがって、より長い調査期間又はより低水準の精度をもってしてもプログラムが科学的に有益な結果を達成することができるとの日本の陳述は、850頭という目標サンプル数が記述されたJARPA IIの目的を達成することとの関係で合理的であるかについてさらなる疑問を生じさせる。このことは、ミンクジラの目標サンプル数が非科学的理由によって設定されたとする豪州の主張に説得力を与える。

210. 第二に、JARPA IIの実施期間中、ザトウクジラは1頭も捕獲されず、ナガスクジラもほとんど捕獲されていないという事実にもかかわらず、複数種間競合及び生態系調査が3鯨種全てのサンプル数の基礎であるとする日本の主張が変化することはない。裁判所の見解では、JARPA II調査計画書におけるナガスクジラ及びザトウクジラの目標サンプル数とこれらの2種の実際の捕獲頭数との間に乖離が生じていることは、生態系調査及び複数種間競合に関する目的が、JARPAと比較して、より大きなミンクジラの目標サンプル数を正当化すると日本の主張を弱めるものである。

211. また、裁判所は、生態系モデルを構築するために、ザトウクジラとナガスクジラを研究する上で非致死的手法に依拠することが可能との日本の主張に留意する。もしJARPA IIの調査目的が非致死的手法を通じて達成され得るのであれば、この目的に関して致死的手法を用いる厳格な科学的必要性がないことを示唆する。

212. 実際の捕獲頭数と目標サンプル数との間の不一致にもかかわらず、日本が目標サンプル数を正当化するために最初の2つのJARPA IIの目的に依拠し続けていることは、JARPA IIはより限られた実際の捕獲頭数に基づいても意味のある科学的結果を得ることができるという日本の陳述と相まって、科学的調査の目的のためのプログラムとしてのJARPA IIの性格付けにさらなる疑問を投げかける。この証拠は、目標サンプル数が、記述されたJARPA IIの目的を達成することとの関係で合理的である範囲よりも大きいことを示唆する。ナガスクジラとザトウクジラの実際の捕獲頭数が、完全にとは言わないまでも、概ね政治的かつ運用上の考慮との相関関係にあるという事実は、特に、比較的大きな規模でミンクジラの致死サンプリングを行うという決定を含め、それぞれの種の具体的な目標サンプル数とJARPA IIの調査目的との間にあるとされる関係をさらに弱めるものである。

(c) JARPA IIの計画及び実施に関する追加的側面

213. 裁判所は次に、両当事者国が取り上げたJARPA IIのいくつかの追加的側面について検討する。

(i) 期限を限定していない時間的枠組み

214. 日本は、「JARPA IIは長期的な調査プログラムであり、その主要目的（すなわち、南極海生態系のモニタリング）が継続的な調査プログラムを必要としていることから、

特定の終了期日を有しない」と主張する。同プログラムは6年間の「調査フェーズ」で構成され、そうした各期間の後に「検討が行われ、必要な場合に同プログラムが改訂される」。科学委員会による最初の検討が2014年に実施される予定である（上記パラグラフ119参照）。日本によれば、条約第8条4は、「生物学的データの継続的な収集と分析が捕鯨業の健全で建設的な運営に不可欠である」と規定しており、そのような期限を限定していない調査を想定している。

215. 豪州は、JARPAⅡが具体的な終了期日を有さないことから、二つの結論を導き出している。第一に、豪州は、これはJARPAⅡの計画が、商業捕鯨モラトリウムが解除されるまで、どうかして捕鯨を永続させる方向に調整されていることを示すものであると主張する。第二に、豪州は、期限がないというJARPAⅡの性質は、調査目的を達成したかどうかの意味のある評価を排除し、サンプル数の選択過程を歪め、それゆえにJARPAⅡの計画を非科学的とするものであると主張する。

（ii）JARPAⅡのこれまでの科学的成果

217. 日本は、JARPAⅡの定期的検討の前に、JARPAⅡの科学的成果に関して意味のある評価はできないと主張する。しかしながら、日本は、致死捕鯨から得られる遺伝データ及び年齢データを含めて、JARPAⅡから得られるデータの価値を科学委員会が認めてきたと主張している。加えて、日本によって召致された鑑定人であるワロー氏は、自分の見解では、JARPAⅡはRMP及び南極海生態系に関する価値のある情報を既に提供していると証言した。

218. 豪州は、JARPAⅡがデータの形でいくつかの結果を提示していること、そうしたデータが科学委員会によって検討されていることを認める。しかしながら、豪州は、致死捕鯨のサンプリングから得られ科学委員会に提出されたデータが鯨類の保存及び管理に関して有益であるとか、「有意義な知見」として貢献しているとは証明されていないと主張しており、両当事者は調査の成果について見解を異にしている。

219. 裁判所は、調査計画書が統計学的に有益な情報を得るためにミンククジラについて6年の期間、他の2種について12年の期間を用いていること、JARPAⅡの主要な科学的成果はこれらの期間の後に出てくることが期待され得ることに留意する。しかしながら、裁判所は、JARPAⅡの最初の調査期間（2005－2006年シーズンから2010－2011年シーズン）が既に終了した（上記パラグラフ119参照）にもかかわらず、日本がこれまでにJARPAⅡの結果に基づき2つの査読論文しか提示していないことを確認する。これらの論文は、JARPAⅡの目的に関係しておらず、JARPAⅡの実施可能性調査期間中に捕獲された、それぞれ7頭及び2頭のミンククジラから得られたデータに基づいている。また、日本は科学シンポジウムで発表された3つの発表及び科学委員会に提出した8つの論文に言及しているが、後者のうち、6つはJARPAⅡの航海記録であり、残り2つのうちの1つはJARPAⅡの実行可能性調査の評価、もう1つはJARPAⅡでのシロナガスクジラの非致死的な写真同定に関するものである。JARPAⅡが2005年以降継

続して実施されており、約3600頭のミンククジラの捕殺を伴ったという事実にも照らして、これまでの科学的成果は限定的であると思われる。

(iii) 他の調査機関との協力

220. 豪州は、JARPAⅡの調査関係者その他の科学者との間の協力が限定的であることを、JARPAⅡが科学的調査の目的のためのプログラムでないとの主張の根拠として指摘する。豪州によって召致された鑑定人の一人であるゲイルズ氏は、JARPAⅡが南極海生態系に関する他の日本の調査事業や国際的な調査事業から「完全に孤立して活動している」と述べた。

221. 裁判官の質問に対して、日本は他の国内調査機関との協力を引用した。日本によって召致された鑑定人であるワロー氏は、致死的手法の利用が科学者の間で論争になっていることを踏まえれば、国際的な調査プログラムとの協力は「個人的な事情、政治的な理由から困難であろう」と示唆した。同氏は、国立極地研究所のような他の日本国内の調査機関との協力は促進され得るだろうとの認識を示した。

222. 裁判所は、日本の調査機関との協力を示すために日本が援用した証拠が、JARPAⅡではなく、JARPAに関するものであることに留意する。裁判所は、JARPAⅡが南極地域の生態系及び環境変化に焦点を当てていることに鑑み、JARPAⅡと他の内外の研究機関との間の協力に関するさらなる証拠が期待されたと考える。

(d) 条約第8条1のJARPAⅡへの適用に関する結論

223. 先述の審査基準に照らして（パラグラフ67参照）、またJARPAⅡの計画及び実施に関する証拠並びに両当事国の主張を考慮して、ここで裁判所はJARPAⅡに関連して与えられた特別許可書の下で鯨を殺し、捕獲し及び処理することが条約第8条の下での「科学的調査の目的のため」であるかどうかにつき結論づける。

224. 裁判所は、致死的手法の利用自体は、JARPAⅡの調査目的との関連で不合理ではないと認める。しかし、JARPAと比較して、JARPAⅡの致死のサンプリングの規模はクロミンククジラについてははるかに大きく、また、同プログラムは、さらに2鯨種の致死のサンプリングを含んでいる。日本は、こうした致死のサンプリングの拡大が、JARPAⅡの新たな調査目的、特に生態系調査及び複数種間競合モデルの構築に関連する目的のために必要とされると主張する。しかしながら、裁判所の見解では、JARPAⅡの目標サンプル数は、同プログラムの目的を達成することとの関係で合理的ではない。

225. 第一に、JARPA及びJARPAⅡの広範にわたる目的は、かなり重複している。目的が異なる限りにおいても、証拠は、そうした相違がいかにしてJARPAⅡ調査計画書における致死のサンプリングの規模の相当な拡大につながるのか、明確に示していない。第二に、ナガスクジラ及びザトウクジラのサンプル数は、日本自らの計算に基づくJARPAⅡの調査目的の追求に必要な情報をもたらすためには小さすぎ、また、同プログラムの計画

は、ナガスクジラのランダム・サンプリングを妨げているように思われる。第三に、ミンククジラのサンプル数を決定するために採用された手続は、両当事者により召致された鑑定人が一致したように、透明性を欠けている。特に、裁判所は、毎年850頭（プラスマイナス10%）のミンククジラのサンプル数の設定を導き出す基礎をなす決定について、JARPA II調査計画書には完全な説明がないことに留意する。第四に、いくつかの証拠は、同プログラムがはるかに小さなサンプル数を採用する方向で調整することが可能であったことを示しているが、日本は、なぜそうしなかったのか説明していない。裁判所に提示された証拠は、さらに、JARPA IIの目的を達成するために非致命的調査手法をより広範に用いる可能性についてほとんど注意が向けられず、また、厳密な科学的基準ではなくむしろ資金調達の高慮がプログラムの計画において大きな役割を果たしたことを示している。

226. これらのJARPA IIの計画にまつわる問題は、計画の実施の観点からも検討されなければならない。第一に、ザトウクジラは一頭も捕獲されていないが、日本は、この点について非科学的理由を挙げている。第二に、ナガスクジラの捕獲頭数は、JARPA II調査計画書が規定する数のほんの一部にすぎない。第三に、ミンククジラの実際の捕獲頭数も、1シーズンを除いて年間の目標サンプル数よりはるかに少ない。調査計画書とプログラムの実施との間のこのような乖離にもかかわらず、日本は、3種全てについてJARPA II調査計画書に規定された致命的サンプルの利用及び規模を正当化するために、JARPA IIの調査目的、特に生態系調査及び複数種間競争モデルの構築の目的に依拠した説明を維持し続けている。JARPA IIの調査目的も手法も、鯨の実際の捕獲頭数を考慮して改訂されたり調整されたりすることはなかった。異なる鯨種について6年と12年の調査期間を用いることを決定したこと、また、ザトウクジラの致命的サンプリングを全く放棄し、また、ナガスクジラをほとんど捕獲しないとの明確な決定を行ったことに鑑みて、日本はいかにしてこの調査目的が引き続き実現可能であるのか説明していない。期限を限定していない時間的枠組、現在に至るまでの限定的な科学的成果、そしてJARPA IIとその他の関係調査事業との間の顕著な協力の不存在のような、JARPA IIの他の側面も、科学調査目的のためのプログラムとしての性格付けについて疑問を投げかける。

227. 以上を総合すると、裁判所は、JARPA IIは概ね科学的調査として性格付けることができる活動を伴うと考えられるが（上記パラグラフ127参照）、証拠は、プログラムの計画及び実施が記述された目的を達成することとの関係で合理的であることを立証していない。裁判所は、JARPA IIとの関連で鯨を殺し、捕獲し及び処理することのために日本により与えられた特別許可書は、条約第8条1に従った「科学的調査の目的のため」のものではないと結論付ける。

4. 付表に関して申し立てられた違反に係る結論

228. 次に、裁判所は、日本が、鯨を殺し、捕獲し及び処理することについて制限を設ける付表の3つの規定に違反しているとの豪州の主張に照らし、上記結論の意味合いを検討する。これら付表の3つの規程とは、全ての鯨族の商業目的のための鯨の捕殺に関する捕獲枠をゼロとすることを尊重する義務（付表パラグラフ10（e））、母船モラトリウム（同パ

ラグラフ 10 (d)) 及び南極海保護区域における商業捕鯨の禁止 (同パラグラフ 7 (b)) 。

229. 裁判所は、豪州により援用された付表の3つの規定が正確には記述が相互に異なっていることを認める (パラ 231 – 233 にこれら規定の関連部分を掲載)。捕獲枠ゼロ遵守の要請及び南極海保護区域の設定に関する規定が「商業」捕鯨に言及して禁止を明記する一方で、「母船モラトリウム」は商業捕鯨に明示的に言及していない。裁判所の見方では、これらの文言上の差異にかかわらず、付表の3つの規定は、鯨を殺し、捕獲し及び処理する全ての活動であって、条約第8条1の「科学的調査の目的のため」でも、本件には関係のない付表パラグラフ13の先住民生存捕鯨でもないものを対象とすることを明確に意図している。付表パラグラフ7 (b) 及び10 (e) における「商業」捕鯨への言及は、ほとんど全てのケースにおいて、「商業」捕鯨という記述が関連する捕鯨活動を最も適切に性格付けるであろうとの事実から説明できる。両規定の文言は、条約第8条1又は付表パラグラフ13の規定の範囲に収まらず、かつ付表パラグラフ7 (b) 及びパラグラフ10 (e) の禁止の範囲の外にある捕鯨のカテゴリーが存在することを意味し得ない。そのような解釈をとれば、一定の捕鯨活動のカテゴリーが定義されずに条約の範囲の外にあることになり、条約の趣旨及び目的が損なわれることとなろう。また、この訴訟手続において、訴訟当事国も参加国も、かかる追加的カテゴリーが存在するとの主張を行っていないことも認められる。

230. 裁判所は、条約第8条1の範囲から外れる捕鯨であって、先住民生存捕鯨以外のは、豪州が援用する付表の3つの規定の適用を受けることを基礎として、論を進める。この結論は条約の解釈から導き出されるものであり、したがって鯨を殺し、捕獲し及び処理する活動であって条約第8条1の文脈における「科学的調査の目的のため」ではないものに与えられるあらゆる特別許可書に適用されるため、裁判所はJARPA IIが商業捕鯨の特性を有するか否かについての当事者の相反する主張をそれぞれ裏付ける証拠を評価する理由はない。

231. 付表パラグラフ10 (e) の商業捕鯨モラトリウムは、次のとおり規定する。

「このパラグラフ10の規定にかかわらず、あらゆる鯨族資源についての商業目的のための鯨の捕殺頭数は、1986年の鯨体処理場による捕鯨の解禁期及び1985年から1986年までの母船による捕鯨の解禁期において並びにそれ以降の解禁期において零とする。この(e)の規定は、最良の科学的助言に基づいて検討されるものとし、委員会は、遅くとも1990年までに、同規定の鯨族資源に与える影響につき包括的評価を行うとともに、(e)の規定の修正及び他の捕獲枠の設定につき検討する。」

2005年から現在まで、日本はJARPA IIの許可書の発給を通じ、3種についてゼロを超える捕獲枠、すなわち、ミンククジラについて850頭、ナガスクジラ及びザトウクジラについてそれぞれ50頭、を設定した。上述したとおり (パラ 229 – 230 参照)、裁判所は、条約第8条の範囲に収まらない全ての捕鯨 (先住民生存捕鯨以外のも) は、付表パラグラフ10 (e) の適用を受けると考える。したがって、日本がJARPA IIの許可書を与えたそれぞれの年 (2005年から現在まで) において、日本はパラグラフ10 (e) の義務に従って行動していないとの結論となる。なぜなら、これらの許可書はゼロを上回る

捕獲枠を設定しているからである。

232. 付表パラグラフ10(d)の母船モラトリウムは、次のとおり規定する。

「このパラグラフ10の他の規定にかかわらず、母船又はこれに附属する捕鯨船によりミンク鯨を除く鯨を捕獲し、殺し又は処理することは、停止する。この停止は、まっこう鯨及びしゃち並びにミンク鯨を除くひげ鯨に適用する。」

条約は「母船」を「船内又は船上で鯨を全部又は一部処理する」船舶としており、「捕鯨船」を、「鯨の追跡、捕獲、引寄せ、緊縛又は探索の目的に用いる」船舶と定義している（第2条1及び3）。JARPAⅡで使用されている船舶、日新丸は母船であり、JARPAⅡの他の船舶は捕鯨船である。上述したとおり（パラ229－230参照）、裁判所は、条約第8条の範囲に収まらない全ての捕鯨（先住民生存捕鯨以外のもの）は、付表パラグラフ10(e)の適用を受けると考える。したがって、JARPAⅡにおいてナガスクジラが捕獲され、殺され及び処理されたそれぞれのシーズンにおいて、日本はパラグラフ10(d)の義務に従って行動していないとの結論となる。

233. 南極海保護区域を設定した付表パラグラフ7(b)は、次のとおり規定する。

「条約第5条(1)(c)に従い、海上あるいは鯨体処理場にかかわらず、商業捕鯨は南極海保護区域として特定された海域では禁止される。」

先に指摘したように、JARPAⅡは南極海保護区域内で操業している（パラグラフ120参照）。裁判所は、付表パラグラフ7(b)が、日本の同パラグラフへの異議申立ての結果として、日本との関係ではミンククジラについて適用されないことを認める。上述したとおり（パラ229－230参照）、裁判所は、条約第8条の範囲に収まらない全ての捕鯨（先住民生存捕鯨以外のもの）は、付表パラグラフ7(b)の適用を受けると考える。したがって、ナガスクジラが捕獲されたJARPAⅡのそれぞれのシーズンにおいて、日本はパラグラフ7(b)の義務に従って行動していないとの結論となる。

5. 付表パラグラフ30の義務を日本が遵守していないという主張

234. 最終弁論において、豪州は裁判所に対して、締約国政府が許可を与える前に、科学委員会が検討し、意見を表明することができるよう十分な時間的余裕をもって、IWC事務局に対して許可の計画を提出することを求めている付表パラグラフ30の義務に日本が違反していることを判示し、宣言することを求めた。パラグラフ30は、許可の計画は、調査の目的；捕獲される頭数、性別、サイズ及び捕獲対象の資源量；他国の科学者による調査への参加機会；資源の保存へのあり得る影響を特定すべきであると規定している。

235. パラグラフ30の申し立てられた違反は、豪州の申述書において申立てとして組み込まれなかったが、申述書の中では本件について言及があり、日本の答弁書でも言及された。

236. 豪州は、パラグラフ30に関して、日本が、JARPAⅡの各シーズンの開始前に、提案している科学的調査の許可書を事前の検討のために（IWCに）提出してこなかったこと及び毎年の許可書がパラグラフ30で求められている情報を含んでいないことの二つの申

立てを提起した。

237. これに対し、日本は、豪州がこの裁判手続よりも前にパラグラフ30の違反に関して科学委員会に申立てを行ってこなかったことを指摘する。日本は、JARPAⅡ調査計画書が、JARPAⅡについてのいずれの特別許可書についてもその発給の前である2005年6月のIWC会合の2か月前に提出されたこと、科学委員会が、付属書Yに反映された当時適用のあったガイドラインに合致する形で、提案を検討し意見を表明したことを説明する。日本は、JARPAⅡのような複数年のプログラムについては最初の提案のみが科学委員会によって検討される旨、「既に検討され、その後変更されていない実施中の提案」は毎年の検討を受けない旨主張する。日本によれば、これはJARPAⅡ調査計画書の提出前からの科学委員会の慣行であり、付属書Pによって正式なものとされた。

238. タイミングの問題に関して、裁判所は、日本が、プログラムについての初回の許可書の付与に先立って、科学委員会の検討のためにJARPAⅡ調査計画書を提出したことを確認する。その後、同提案に基づき与えられてきた許可書は、「各締約国政府は、その与えた全ての認可を直ちに委員会に報告しなければならない」と規定する条約第8条1に従って、委員会に提出されなければならない。豪州は、JARPAⅡについて与えられた個々の特別許可書に関して、日本がそのように対応してきたことについては争っていない。

239. パラグラフ30の実質的な要件に関し、裁判所は、特別許可書の付与の提案であるJARPAⅡ調査計画書は、同規定に明記された情報を明示していると考え。この点は、2005年のJARPAⅡ調査計画書の検討に際して、科学委員会によっても認定されている。許可書そのものに詳細が記載されていないことは、JARPAⅡ調査計画書に記されているように、調査プログラムが複数年プログラムであるという事実と一致する。日本の取り組み方は、科学委員会の慣行と一致する。

240. 裁判所は、提案されている科学的調査の許可書の提出及び科学委員会による検討（現行の付属書P）に関するパラグラフ30及び関連するガイドラインが、両当事国及び訴訟参加国によって認識されているように、条約の全締約国にとって義務的であるIWC及び科学委員会と協力する義務に照らして評価されなければならないと考える。上記で論じたとおり（パラグラフ199－212参照）、JARPAⅡの実施は、重要な点において、JARPAⅡ調査計画書に反映された同プログラムの当初の計画とは異なる。そのような状況の下で、科学委員会の検討のために同プログラムの最初の計画の改訂を締約国が検討することは、締約国による科学委員会との協力を示すものとなる。

241. 裁判所は、第63回科学委員会出席者が、新たな提案を評価する前に科学委員会はJARPAの最終レビューを完了させる必要があると主張して、JARPAⅡ調査計画書の2005年の審査に参加することを辞退したことに留意する。辞退した科学者は、JARPAⅡ調査計画書について、その記述された目的及び手法に批判的な意見書一式を別途提出したが、提案がパラグラフ30の下での科学委員会の慣行に合致していないとは主張しな

った。

242. こうした理由から、裁判所は、JARPAⅡに関する限り、日本がパラグラフ30の要件を満たしてきたと結論付ける。

＊

＊ ＊

243. 第8条に関連するJARPAⅡの性格付けに関して裁判所が達した結論及びそうした結論が付表の下での日本の義務について持つ意味合いを踏まえ、裁判所は自身の主張を裏付けるために豪州が示した他の議論に言及する必要はない。

Ⅲ. 救済措置

244. 豪州は、裁判所に対して、JARPAⅡのために与えられた特別許可書の下で鯨を殺し、捕獲し及び処理することは条約第8条の意味する科学調査の目的のためではなく、したがって日本は付表の3つのパラグラフに違反したと判断することを要請したのに加えて、次のことを判断し宣言することを要請している。

「(a) 第8条の意味する科学的調査の目的のためとは言えない特別許可による捕鯨を認可し実施することを差し控えること。

(b) JARPAⅡの実施を直ちに中止すること。

(c) JARPAⅡの実施を認めるいずれの認可、許可及び免許も撤回すること。」

245. 裁判所は、JARPAⅡは現在実施中のプログラムであることを確認する。このような状況では、宣言的救済を超える措置が必要であることが是認される。そこで、裁判所は、JARPAⅡに関連して鯨を殺し、捕獲し又は処理するためのいかなる現存の認可、許可又は免許も撤回し、当該プログラムを続行するための、条約第8条1の下での、いかなる許可書のさらなる付与も差し控えることを命ずる。

246. 裁判所は、日本が、第8条の意味する科学的調査の目的のためとは言えない特別許可書による捕鯨を認可し又は実施することを控えるよう求める追加的な救済を豪州が要請していることについては、そのような追加的な救済措置を命ずる必要性を見出さない。かかる義務は既に全ての締約国に適用されている。日本は条約第8条の下でのいかなる将来的な許可書を与える可能性を検討する際にも、この判決に含まれる理由付け及び結論を考慮することが期待される。

＊

＊ ＊

247. これらの理由によって、

裁判所は、

(1) 全員一致で、

2010年5月31日に豪州により提出された請求訴状を受理する管轄権を有することを決定し、

(2) 12対4で、

JARPA IIに関連して日本によって与えられた特別許可書は、国際捕鯨取締条約の第8条1の規定の範囲に収まらないと認定し、

賛成：トムカ所長、セプルヴェダ・アモール副所長、キース裁判官、スコトニコフ裁判官、カンサード＝トリンダーデ裁判官、グリーンウッド裁判官、シュエ裁判官、ドノヒュー裁判官、ガヤ裁判官、セプティンデ裁判官、バンダリ裁判官、チャールズワース特任裁判官

反対：小和田裁判官、アブラーム裁判官、ベヌーナ裁判官、ユスフ裁判官)

(3) 12対4で、

日本は、JARPA IIの遂行のためにナガスクジラ、ザトウクジラ、クロミンククジラを殺し、捕獲し及び処理する特別許可書を与えることにより、国際捕鯨取締条約の付表パラグラフ10(e)の義務に従って行動していないと認定し、

賛成：トムカ所長、セプルヴェダ・アモール裁判官、キース裁判官、スコトニコフ裁判官、カンサード＝トリンダーデ裁判官、グリーンウッド裁判官、シュエ裁判官、ドノヒュー裁判官、ガヤ裁判官、セプティンデ裁判官、バンダリ裁判官、チャールズワース特任裁判官

反対：小和田裁判官、アブラーム裁判官、ベヌーナ裁判官、ユスフ裁判官

(4) 12対4で、

日本は、JARPA IIの遂行のためにナガスクジラを殺し、捕獲し及び処理することに関連して、国際捕鯨取締条約の付表パラグラフ10(d)の下での義務に従って行動していないと認定し、

賛成：トムカ所長、セプルヴェダ・アモール副所長、キース裁判官、スコトニコフ裁判官、カンサード＝トリンダーデ裁判官、グリーンウッド裁判官、シュエ裁判官、ドノヒュー裁判官、ガヤ裁判官、セプティンデ裁判官、バンダリ裁判官、チャールズワース特任裁判官

反対：小和田裁判官、アブラーム裁判官、ベヌーナ裁判官、ユスフ裁判官

(5) 12対4で、

日本は、JARPAⅡの遂行のために「南極海保護区域」においてナガスクジラを殺し、捕獲し、及び処理することに関連して、国際捕鯨取締条約の付表パラグラフ7(b)の下での義務に従って行動しなかったと認定し、

賛成：トムカ所長、セプルヴェダ・アモール副所長、キース裁判官、スコトニコフ裁判官、カンサード＝トリンダーデ裁判官、グリーンウッド裁判官、シュエ裁判官、ドノヒュー裁判官、ガヤ裁判官、セプティンデ裁判官、バンダリ裁判官、チャールズワース特任裁判官

反対：小和田裁判官、アブラーム裁判官、ベヌーナ裁判官、ユスフ裁判官

(6) 13対3で、

日本は、JARPAⅡに関して、国際捕鯨取締条約の付表パラグラフ30の下での義務を遵守していると認定し、

トムカ所長、セプルヴェダ・アモール副所長、小和田裁判官、アブラーム裁判官、キース裁判官、ベヌーナ裁判官、スコトニコフ裁判官、カンサード＝トリンダーデ裁判官、ユスフ裁判官、グリーンウッド裁判官、シュエ裁判官、ドノヒュー裁判官、ガヤ裁判官

反対：セプティンデ裁判官、バンダリ裁判官、チャールズワース特任裁判官

(7) 12対4で、

日本が、JARPAⅡに関連して付与した、いかなる現存の認可、許可又は免許も撤回し、当該プログラムを続行するための、いかなる許可書のさらなる付与も差し控えることを決定する

賛成：トムカ所長、セプルヴェダ・アモール副所長、キース裁判官、スコトニコフ裁判官、カンサード＝トリンダーデ裁判官、グリーンウッド裁判官、シュエ裁判官、ドノヒュー裁判官、ガヤ裁判官、セプティンデ裁判官、バンダリ裁判官、チャールズワース特任裁判官

反対：小和田裁判官、アブラーム裁判官、ベヌーナ裁判官、ユスフ裁判官

2014年3月31日、ハーグ、平和宮にて、英文を正文として、英語とフランス語で4部作成した。このうち1部は、裁判所の記録保管所に置き、残りは、豪州政府、日本政府及びNZ政府にそれぞれ送付される。

(署名) ピーター・トムカ

(署名) フィリップ・クーヴルール

小和田裁判官とアブラーム裁判官は、裁判所の判決に反対意見を添付する。キース裁判官は、

裁判所の判決に宣言を添付する。ベヌーナ裁判官は、裁判所の判決に反対意見を添付する。カンサード＝トリンダーデ裁判官は、裁判所の判決に個別的意見を添付する。ユスフ裁判官は、裁判所の判決に反対意見を添付する。グリーンウッド裁判官、シュエ裁判官、セブティンデ裁判官、バンダリ裁判官は、裁判所の判決に個別的意見を添付する。チャールズワース特任裁判官は、裁判所の判決に個別的意見を添付する。